

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月28日

【事業年度】 第126期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

【会社名】 株式会社井筒屋

【英訳名】 IZUTSUYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 影山 英雄

【本店の所在の場所】 北九州市小倉北区船場町1番1号

【電話番号】 (093)522-3111

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・財務部長 山本 直樹

【最寄りの連絡場所】 北九州市小倉北区船場町1番1号

【電話番号】 (093)522-3111

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・財務部長 山本 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第122期	第123期	第124期	第125期	第126期
決算年月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月	2021年 2月
売上高 (百万円)	79,649	78,304	78,955	66,145	50,534
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	730	561	795	1,030	165
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (百万円)	607	675	2,459	409	111
包括利益 (百万円)	799	683	2,478	470	143
純資産額 (百万円)	9,438	10,121	7,643	8,113	8,257
総資産額 (百万円)	59,203	58,008	54,491	50,339	47,987
1株当たり純資産額 (円)	823.77	883.41	667.10	708.21	720.78
1株当たり当期純利益又は当期純損失( ) (円)	53.05	58.94	214.65	35.75	9.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	15.9	17.4	14.0	16.1	17.2
自己資本利益率 (%)	6.7	6.9	27.7	5.2	1.4
株価収益率 (倍)	7.47	6.91		5.40	27.65
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,881	1,892	1,924	619	887
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	380	195	474	1,394	72
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,702	1,975	1,624	1,474	987
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,412	6,524	6,350	4,101	3,928
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	1,060 (254)	1,011 (214)	958 (201)	851 (132)	794 (120)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第122期、第123期、第125期及び第126期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第124期におきましては、1株当たり当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 第124期における大幅な親会社株主に帰属する当期純損失の原因は、営業店舗の終了を決議したことに伴い、固定資産の「減損損失」及び「事業構造改善引当金繰入額」を計上したこと等に伴う多額の特別損失が発生したことによるものです。

5 2016年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第125期の期首から適用しており、第124期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第122期	第123期	第124期	第125期	第126期
決算年月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月
売上高 (百万円)	59,043	58,226	57,815	58,717	43,960
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	627	498	1,040	983	259
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	514	538	2,950	319	22
資本金 (百万円)	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532
発行済株式総数 (株)	11,480,495	11,480,495	11,480,495	11,480,495	11,480,495
純資産額 (百万円)	8,846	9,388	6,434	6,751	6,773
総資産額 (百万円)	54,354	53,118	49,366	47,445	45,180
1株当たり純資産額 (円)	772.08	819.39	561.64	589.30	591.19
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益又は当期純損失 ( ) (円)	44.92	47.02	257.53	27.84	1.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	16.3	17.7	13.0	14.2	15.0
自己資本利益率 (%)	6.1	5.9	37.3	4.8	0.3
株価収益率 (倍)	8.82	8.66		6.93	139.38
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	811 (167)	803 (146)	761 (146)	738 (121)	684 (107)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みT O P I X)	77.6 (120.9)	79.8 (142.2)	47.8 (132.2)	37.8 (127.3)	52.7 (161.0)
最高株価 (円)	439 (62)	512	407	288	290
最低株価 (円)	366 (41)	388	163	193	137

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第122期、第123期、第125期及び第126期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第124期におきましては、1株当たり当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 第124期における大幅な当期純損失の原因は、営業店舗の終了を決議したことに伴い、固定資産の「減損損失」及び「事業構造改善引当金繰入額」を計上したこと等に伴う多額の特別損失が発生したことによるものです。

5 2016年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第125期の期首から適用しており、第124期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

7 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

8 2016年5月26日開催の第121期定時株主総会決議により、2016年9月1日付で10株を1株に株式併合したため、第122期の株価については、当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、( )内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

## 2 【沿革】

1935年7月 株式会社井筒屋百貨店を設立(資本金100万円)

1936年10月	井筒屋(現本店)を開店
1937年11月	株式会社九軌百貨店を吸収合併
1951年10月	商号を株式会社井筒屋に変更
1959年11月	八幡店(黒崎店)を開店
1961年12月	福岡証券取引所に上場
1964年8月	飯塚支店を分離独立するため株式会社井光を設立(1965年3月、商号を株式会社飯塚井筒屋に変更)
1965年10月	株式会社飯塚井筒屋が飯塚店を開店
1965年12月	株式会社博多ステーションビルと共同出資し株式会社博多井筒屋を設立
1966年5月	株式会社博多井筒屋が博多店を開店
1968年2月	株式会社久留米井筒屋の過半数の株式を取得
1969年10月	株式会社宇部ちまきやと共同出資し株式会社井筒屋ちまきやを設立(1972年4月、商号を株式会社宇部井筒屋に変更)
1969年12月	株式会社井筒屋ちまきやが井筒屋ちまきや(宇部店)を開店
1972年9月	東京証券取引所第二部に上場
1972年10月	本店増築完成
1973年7月	東京証券取引所第一部に指定替え
1978年10月	中津店を開店
1993年4月	八幡店を黒崎店に名称変更
1998年9月	本店新館を開設
2000年7月	本店小倉リバーサイド・チャイナを開設
2000年12月	中津店を閉店
2002年2月	株式会社井筒屋外商サービスを設立
2002年3月	井筒屋アネックス 1を開店
2007年3月	株式会社博多井筒屋が博多店を閉店
2008年3月	株式会社小倉伊勢丹の全株式を取得し完全子会社化
2008年4月	株式会社小倉伊勢丹をコレット井筒屋に商号変更しコレット井筒屋を開店
2008年5月	株式会社宇部井筒屋が株式会社山口井筒屋(現連結子会社)に商号変更
2008年10月	株式会社山口井筒屋が山口店を開店
2009年2月	株式会社久留米井筒屋が久留米店を閉店
2009年8月	株式会社飯塚井筒屋が百貨店としての店舗運営を終了
2009年11月	株式会社久留米井筒屋が営業活動を休止
2014年5月	株式会社エビスの全株式を追加取得し(2014年4月)連結子会社化するとともに吸収合併
2015年10月	井筒屋アネックス 1を閉店
2017年9月	株式会社井筒屋外商サービスが株式会社井筒屋商事(現連結子会社)に商号変更
2018年12月	株式会社山口井筒屋が宇部店を閉店
2019年2月	株式会社コレット井筒屋がコレットを閉店
2019年8月	黒崎店営業規模縮小 7層から3層へ
2020年8月	黒崎店を閉店

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社4社、関連会社1社で構成され、百貨店事業を主な内容とし、百貨店事業に付随、関連する友の会事業等の事業活動を展開しております。

当グループの事業に関する位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

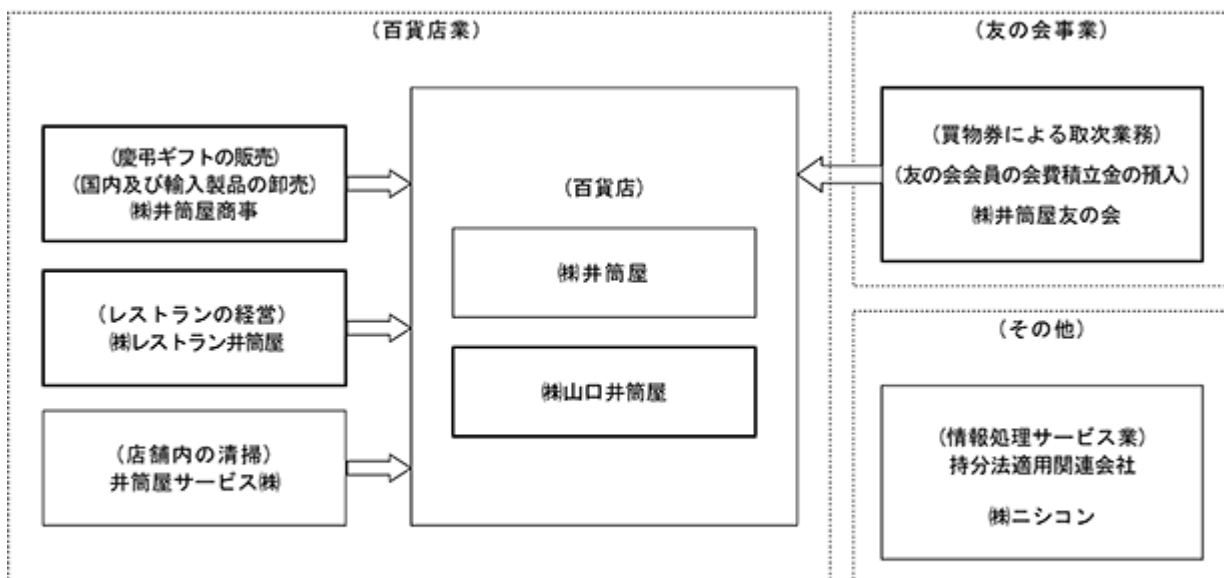
百貨店業 ... 当社及び連結子会社(株)山口井筒屋が事業展開しており、当社は(株)山口井筒屋に対し商品の供給を行うほか、商品券の共通使用等営業上の提携を行っております。



なお、連結子会社(株)レストラン井筒屋が当社の店舗内のレストラン部門の経営を、連結子会社(株)井筒屋商事が当社及び(株)山口井筒屋の慶弔ギフトの販売、国内及び輸入製品の卸売を、非連結子会社井筒屋サービス(株)が店舗内の清掃を行っております。

友の会事業... 百貨店各社に対し連結子会社(株)井筒屋友の会は前払式の商品販売の取次を行っております。

その他 ... 関連会社(株)ニシコンが情報処理サービス業を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



- (注) 1.  は連結子会社  
2.  は百貨店全体との取引

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株山口井筒屋	山口県 山口市	50	百貨店業	100.0	役員の兼任等・・・有
株レストラン井筒屋	北九州市 小倉北区	10	百貨店業 (飲食業)	100.0	事務所の賃貸 役員の兼任等・・・有
株井筒屋友の会	北九州市 小倉北区	50	友の会事業 (前払式特定取引 業)	100.0 (4.0)	事務所の賃貸 役員の兼任等・・・有
株井筒屋商事	北九州市 小倉北区	10	百貨店業 (慶弔ギフトの販 売、国内及び輸入 製品の卸売)	100.0	事務所の賃貸 役員の兼任等・・・有
(持分法適用関連会社) 株ニシコン	北九州市 小倉北区	30	その他 (情報処理サービ ス業)	37.3	役員の兼任等・・・有

- (注) 1 事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。なお、( )内は具体的な事業内容であります。  
2 議決権の所有割合の( )内は、間接所有で内数であります。  
3 重要な債務超過会社及び債務超過の金額は次のとおりであります。

会社名	債務超過の金額(百万円)
株山口井筒屋	1,534
株レストラン井筒屋	1,055

- 4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	売上高	経常損失( )	当期純利益	純資産額	総資産額
株山口井筒屋	6,099	21	1	1,534	2,225

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
百貨店業	793 (119)
友の会事業	1 (1)
合計	794 (120)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
684 (107)	48.6	15.1	2,944,494

セグメントの名称	従業員数(人)
百貨店業	684 (107)
合計	684 (107)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、出向受入者22人を含み、他社への出向者45人を含めておりません。また臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 臨時従業員には、パートタイマー及び契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには山口井筒屋労働組合(組合員数77人)及びコレット井筒屋労働組合(組合員数59人)があり、それぞれ全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(略称U Aゼンセン)に加盟しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

井筒屋グループは、お客様・お取引先・株主各位ならびに従業員に対し、適正な利益配分を行い、「秩序のうえに立つ創造的繁栄」を図ることを経営理念と定め、この理念に徹するとともに、「奉仕こそ繁栄の基」という奉仕の精神を日常の実践的心構えといたしております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、売上高営業利益率ならびに売上高経常利益率を重要な経営指標としております。

当該指標を採用した理由は、投資家が当社グループの経営方針・経営戦略等を理解するうえで重要な指標であり、経営方針・経営戦略等の進捗状況や企業価値の的確な把握が可能であると判断するためであります。

<井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画 最終年度(2021年度)の数値目標>

連結業績	目標値 (2021年度)	予想値 (2021年度)
売上高	600億円	520億円
営業利益	12億円	8億円
営業利益率	2.0%	1.5%
経常利益	7億円	3億円
経常利益率	1.2%	0.6%

本中計最終年度(2021年度)の予想数値につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を織り込んだ上、算出したしております。実際の業績等は、今後様々な要因により変動する可能性があります。

#### (3) 経営環境

##### 企業構造

当社グループは、主要事業である百貨店事業を中心とした各事業会社により構成されています。グループ共通の経営理念やビジョンの下、グループガバナンスを効かせております。各社の自立性や採算性を基本とし、事業を行っております。

##### 市場環境

人口減少や少子高齢化等、企業を取り巻く環境は急速に変化しています。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大はまだまだ収束の目途が立っておらず、今後も厳しい経済状況が続くことが予想されます。

百貨店業においては、外出自粛や集客のための催事やイベントの休止、縮小を余儀なくされ、業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、社会や経済、消費者の購買動向は大きく変わっていくことが予想されます。百貨店従来型の集客による量の拡大を主としたビジネスモデルから、より効果的な営業活動と効率的な運営を図る、質の向上を主としたビジネスモデルへの転換が必要となります。

##### 競合他社との比較

当社グループは、地域に根ざす百貨店として、これまで以上に地域のお客様にご満足いただける品揃え・サービスを提供することで、他小売業との差別化を進め、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化を図ってまいります。



#### 顧客動向・顧客基盤

国内市場は、人口減少、少子高齢化等の加速が見込まれ、顧客数及び消費量の減少が続くことが予想されます。また、訪日外国人の増加によるインバウンド需要についても、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い急激に減少しており、回復の見通しは立っておりません。一方、富裕層を中心とした高額商品や食品をはじめ生活必需品の販売は堅調に推移しており、商品カテゴリー別の好不調が鮮明になってきております。お客様が百貨店に期待される品揃えとサービスを着実に捉えるべく、引き続きお客様第一主義を基本とした営業戦略の企画・立案に努めてまいります。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響および対応

昨年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、百貨店業界におきましては、臨時休業や営業時間の短縮をはじめ、大型催事の中止などによる入店客数の大幅な減少やインバウンド需要の激減などにより、全国的に前年実績を大幅に下回る厳しい商況となりました。当社グループにおきましても、これまで経験したことのない極めて厳しい営業活動を余儀なくされました。

こうした状況の下、当社グループは、お客様の安心・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な施策を講じ、お客様に安心してご来店いただける環境を整えてまいりました。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画(2019年度~2021年度)」を策定、推進いたしております。

当社グループにおける中期経営計画におきましては、売上高営業利益率ならびに売上高経常利益率を重要な経営指標として用いておりますが、当社連結ベースでの目標とする翌連結会計年度の経営指標は、売上高営業利益率を1.5%、売上高経常利益率を0.6%にそれぞれ設定しております。

今後も厳しい経済環境が続くことが予想される中、本店を中心とした旗艦店へ経営資源を集中し、将来リスクを見据えた競争優位性を確立することで、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化を図ってまいります。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大と経済活動の抑制がしばらく続くことが予想されますものの、ワクチンの普及などにより、経済の自律的回復力が高まることが期待されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後も、財政・金融政策の行方など懸念材料も多く、先行き不透明な状況が続くものと思われれます。

当社グループでは、「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画(2019年度~2021年度)」を推進いたしておりますが、計画3年目、最終年度にあたる本年度につきましては、対処すべき課題として位置づけておりますのは、次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ先行き不透明な状況の下、井筒屋グループといたしましては、今後もお客様と従業員の安心・安全を最優先し危機管理対応を徹底するとともに、社会インフラのひとつとして百貨店の役割を果たしてまいります。

旗艦店である本店と山口店につきましては、より一層魅力を高め、収益力を強化するための売場改装を行うとともに、地域のお客様のニーズに応えてまいります。また、百貨店の強みである編集力を活かした売場づくりを行い、商品力・販売力・サービス力を強化し、店舗価値の向上を図ってまいります。

また、デジタル技術を活用したネット販売、スマートフォンやタブレットを使った販売促進・リモートでの販売等を積極的に推し進めるとともに、働き方改革という観点も含め、売場や後方部門の事務業務の自動化など、業務効率化を推進してまいります。

外商事業におきましては、顧客満足の更なる向上と外商活動売上の拡大に努めますとともに、昨今需要が高まっておりますハウスリフォーム事業を拡大し、収益・生産性の向上に取り組んでまいります。

黒崎店閉店後の対応につきましては、「イオンタウン黒崎ショッピング」を軸に展開しておりますが、同地区のお客様がより一層本店や近隣のサテライトショップをご利用いただける施策を強化し、お客様の深耕・拡大を図ってまいります。

以上を当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題とし、これまで取り組んでまいりました事業構造改革を定着・発展させ、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてま

います。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 商圏動向に関するリスク

(影響)

当社グループは北部九州、山口地域を中心として活動しており、その業績は地域の気候状況、景気動向、消費動向、および同業・異業種の小売業他社との競争状況、地域の再開発事業等の影響を受けます。したがって、これらの要因は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

旗艦店である本店と山口店につきましては、より一層魅力を高め、収益力を強化するための売場改装を行うとともに、地域のお客様のニーズに応えてまいります。また、百貨店の強みである編集力を活かした売場づくりを行い、商品力・販売力・サービス力を強化し、店舗価値の向上を図ってまいります。

### (2) 営業基盤に関するリスク

(影響)

当社グループの業績の中で、当社が高い割合を占めるため、当社の業績動向が当社グループに大きな影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループでは、地域に密着した営業施策や地域店舗ネットワークを活かした収益の向上に努めております。

### (3) 商品取引に関するリスク

(影響)

当社グループの取扱商品の中で、食品においては、消費者の食品に対する不安が高まり当社グループの売上に影響を及ぼす可能性があります。また、商品取引において瑕疵ある商品の販売等があった場合、公的規制や損害賠償責任等による費用の発生や消費者からの信用失墜による売上の減少等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループでは、食品の適正な品質表示のため、毎週「食品検品デー」を実施しており、賞味・消費期限をはじめアレルギー原料等の表示確認の徹底を行っております。また、万一の食中毒や異物混入等の発生に備え、社内情報共有体制を整備し、原因究明、再発防止策の実施と、必要に応じて所轄の保健所への報告するとともに、危害発生要因の防止策としてH A C C Pに基づく「自主衛生管理マニュアル」を策定し、食品衛生管理の徹底に努めております。

### (4) 各種システムに関するリスク

(影響)

自然災害やデータセンターの事故および通信回線や電力供給に障害等が起きた場合、当社の業務に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループでは、各種システムが安定的に稼働できるように、システムに冗長性を持たせるとともに、セキュリティ対策を行っております。また、社内に情報システム部門を設置して、外部からの攻撃の防止および様々な障害に対して迅速に対応するための体制を構築し、リスク低減を図っています。

(5) 顧客情報の流出に関するリスク

(影響)

当社グループの顧客情報の管理については、社内規程および管理マニュアルに基づき厳重に管理・運用を行っておりますが、不測の事故または事件によって顧客情報が外部に流出した場合、当社グループの社会的信用の失墜を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、顧客情報の流出防止のため、店舗および事業所内にある顧客台帳や各種伝票類の施錠保管ルールを定め、その徹底と定期的な監査を実施しております。また、電子保存の顧客情報アクセスに関しては厳格な入室制限を行っており、ウイルスやサイバー攻撃に備えた最新のウイルスソフトを導入するとともに、メールに起因するウイルスリスクを低減するため、メールアカウントの発行を必要最低限に留める等のセキュリティ対策を実施しております。

(6) 公的規制に関するリスク

(影響)

当社グループは、商品・サービスの提供は景品表示法等、商品の仕入れは独占禁止法や下請法等、出店や増床に関しては大規模小売店舗立地法をはじめとする各種法規制の適用を受けております。当社グループにおいては内部統制組織を構築し、法令遵守を徹底しておりますが、万一これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、当社を取り巻く各種法規制の適用に対し、コンプライアンス研修をはじめとする各種研修を通じ従業員に対する情報の提供や法令遵守に関する教育を実施しております。また、法令違反やその恐れに対して従業員から内部通報、内部告発を受ける内部通報窓口を設置し、法令違反の未然防止や早期発見に努めております。

(7) 自然災害・事故等に関するリスク

(影響)

当社グループの主な事業である百貨店業は、店舗による事業展開を行っており、火災・地震・洪水・台風等の不測の災害または事故によって店舗等事業所に大きな損害を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、火災・地震・洪水・台風等の不測の災害または事故への対策として、施設、設備、防災備品の点検や、火災・防水・地震等の各種避難訓練を定期的実施しております。また、万一の災害や不測の事態の発生により、店舗等事業所に大きな損害を受ける等事業の遂行に支障が生じた場合に備え、事業を継続または早期に再開できるよう事業継続計画（BCP）を策定しております。

(8) 減損損失によるリスク

(影響)

当社グループの資産価値が下落した場合や事業の収益性が悪化した場合には、減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、投資を行う際は投資価値を的確に把握し、回収可能性を十分に検討した上で実施しております。また、投資後は定期的に運用評価を行い、計画と乖離が生じた場合は早期の改善に取り組むことにより、保有する資産価値の低下による影響の低減に努めております。

(9) 金利の変動に関するリスク

(影響)

当社グループは、有利子負債などについて金利の変動リスクを負っており、その変動により経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、設備資金及び運転資金を機動的かつ安定的に調達するため、取引銀行と良好な関係を維持し、必要な資金調達に支障をきたさないようにしております。

(10) 税制改正による消費税率の引き上げに関するリスク

(影響)

税制改正により消費税率が引き上げられたことによる個人消費の抑制心理が働き、短期的な消費マインドの冷え込みが起こった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、各国の税制の理解や新たな税制改正の内容を正確に把握するなど、グループ内の情報共有を厳密に行い、対応してまいります。

(11) 繰延税金資産に関するリスク

(影響)

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得等を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得等が見積りと異なることで繰延税金資産の全部または一部の回収可能性が無いと判断される場合には、繰延税金資産を減額することになります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、慎重に繰延税金資産の回収可能性を検討し、合理的な範囲内での繰延税金資産の計上を行うように努めております。

(12) 新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスク

(影響)

新型コロナウイルス感染症拡大によるリスクにつきましては、取引先への影響に伴う商品供給の遅延、従業員の感染とそれに伴う店舗の一部又は全館の営業休止等の影響を及ぼしております。また、感染症拡大が長期化した場合、当社グループの業績に更なる影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、お客様に安心してお買い物いただける環境を整えることを最優先に努めております。また、高品質な商品と販売・サービスをご提供し、百貨店らしさを追求しております。新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、従業員のマスク着用、検温、アルコール消毒を徹底するとともに、本店では、各入店口でのサーモグラフィによる検温、マスク着用チェックをはじめ、手指消毒の促進や従業員による店舗設備の定期消毒、飛沫防止シールドの設置などを行っております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (業績等の概要)

##### (1) 業績

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、期前半は、1度目の緊急事態宣言が発令され、経済活動も大幅に制限されるなど景気は急速に悪化いたしました。期後半は、外需の回復や緩和的な金融環境、経済対策効果に支えられ景気に緩やかな持ち直しがみられましたものの、引き続き世界経済の不確実性が懸念される中、年明け早々には2度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

百貨店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業や営業時間の短縮をはじめ、大型催事の中止などによる入店客数の大幅な減少や、インバウンド需要の激減などにより、全国的に前年実績を大幅に下回る厳しい商況となりました。

当社グループにおきましては、中長期的な将来展望を踏まえ、経営資源の選択と集中を基軸とした「井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画(2019年度～2021年度)」を推進しております。計画2年目となる当期は、本店と山口店の収益基盤を盤石なものとするべく取り組みを進める中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで経験したことのない極めて厳しい営業活動を余儀なくされました。

こうした状況の下、当社グループは、お客様の安心・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な施策を講じ、お客様に安心してご来店いただける環境を整えてまいりました。

フロアを3層に縮小して営業しておりました黒崎店につきましては、昨年8月17日をもちましてその歴史に幕を閉じました。62年間の長きにわたりご愛顧いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

当期における当社グループの業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業や、営業時間の短縮に加え、営業を終了いたしました黒崎店の業績が影響し、売上高は505億34百万円(前期比76.4%)、営業利益は12百万円(前期比1.0%)、経常損失は1億65百万円(前年同期は10億30百万円の経常利益)、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億11百万円(前期比27.2%)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

##### 百貨店業

当社グループの主要事業であります百貨店業におきましては、1度目の緊急事態宣言時には、昨年4月9日から37日間にわたり、本店および黒崎店の食品売場を除くフロアを臨時休業し、山口店やサテライトショップでは、営業時間の短縮や一部店舗の休業を行うなど、これまで経験したことのない極めて厳しい営業活動を余儀なくされました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、従業員の検温やマスク着用を徹底、お客様へは検温や手指消毒の促進を行い、密な状態を避ける運営を徹底するなど、お客様が安心・安全にご利用いただける環境を整備し、地域小売業としての役割を果たすべく努めております。

営業再開後の商況につきましては、高額品消費の伸長や、外出自粛に伴う食品やリビング用品、家電といった家中関連需要が増加しましたものの、衣料品や飲食テナント等は売上減少が顕著にみられました。第2四半期以降は、高額品消費、家中関連需要の堅調に加え、大型催事の再開や販売チャネルの拡充等により売上高は徐々に回復の兆しをみせておりましたが、感染者数の増加や2度目の緊急事態宣言発令に伴い、お客様の消費行動に慎重さがみられ、依然として先行き不透明な商況が続いております。

本店におきましては、オンラインショッピングにおいて「福袋」や「ギフト解体セール」、「バレンタイン」等の人気カテゴリーの商材を増強、食品宅配サービスでは対象エリアを新たに門司、戸畑、八幡地区まで拡大し、お客様の利便性向上に努めてまいりました。また、コロナ禍における新たな取り組みとして、一部のショップやイベントでオンラインでのリモート接客を開始いたしました。

地元支援といたしましては、行政機関とタイアップし、当社のオンラインシステムを活用した市内配送サービス「デリバリー北九州」を実施し、市民の皆様への買物支援や、売上に影響を受けている地元飲食店の販路拡大支援に努めてまいりました。さらにお歳暮ギフトでは、地元北九州市の産品を送料無料でお届けする新企画「北九州市 地元の逸品支援事業～贈ってふるさと自慢～」を実施し、参加企業、お客様から大変ご好評をいただきました。

開催を見合わせておりました物産展や「ギフト解体セール」、「バレンタインショコラスペシャル」等の人気催事も、昨年9月以降、新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら再開し、大変ご好評をいただきました。また、「井筒屋にぎわい商品券」など、還元率の高いプレミアム商品券の発行・販売は、消費喚起を促す一助となり、年間最大商戦の12月には前年実績を上回るなど、売上高は徐々に回復の兆しをみせておりま

したが、年末年始の帰省・外出の自粛や天候不良、2度目の緊急事態宣言発令の影響により、年明けの1、2月は厳しい商況となりました。

山口店におきましては、地域おこしの一環として「チョコレートフェスタ」の開催や地元支援のための物産展「TEGO市」を開催いたしました。また、県産農林水産物の需要の回復・拡大の一助を担うべく、山口県発行のカタログギフト「ぶちうま！山口」の販売など、多くの地元業者の販路拡大支援に努めてまいりました。昨年5月には地域小売業としての役割を果たすべく、山口商工会議所と連携し、店舗内に「経済産業省 持続化給付金 申請サポート会場」を設置いたしました。

サテライトショップにおきましては、昨年9月にイオンタウン黒崎内に「イオンタウン黒崎ショップ」をオープンいたしました。百貨店ならではのギフト提案を中心に商品を取り揃え、友の会や中元・歳暮のお手続きにもご利用いただくことができるショップとしてご好評をいただいております。なお、昨年10月31日にJR小倉駅の改装に伴い「小倉駅店」を、本年1月31日に「大牟田ショップ」をそれぞれ閉店いたしました。長年のご愛顧に心より御礼申し上げます。

当社グループは、今後の商環境変化に対応するため、店舗の更なる魅力向上と効率的な運営体制の構築に努めますとともに、引き続き安心・安全を第一に、お客様にご満足いただける百貨店らしさを追求してまいります。

百貨店業における売上高につきましては、505億34百万円（前期比76.4%）、営業利益は2億5百万円（前期比13.7%）となりました。

#### 友の会事業

株式会社井筒屋友の会が前払式の商品販売の取次を行っており、外部顧客に対する売上高はなく、業績につきましては、営業損失10百万円（前年同期は19百万円の営業損失）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて1億73百万円減少し、39億28百万円となりました（前連結会計年度は41億1百万円）。これらの要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純損失を計上しましたものの、減価償却費等の計上により8億87百万円の資金収入（前連結会計年度は6億19百万円の資金収入）となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に差入保証金の返還による収入等がありましたものの、有形固定資産の取得により72百万円の資金支出（前連結会計年度は13億94百万円の資金支出）となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済等により9億87百万円の資金支出（前連結会計年度は14億74百万円の資金支出）となりました。

(生産、受注及び販売の実績)

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

また、当社及び当社の連結子会社は、百貨店及び友の会事業を行っており、生産及び受注については該当事項はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
百貨店業	37,725	75.5
友の会事業		
合計	37,725	75.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

友の会事業におきましては、株式会社井筒屋友の会が当社グループの百貨店業に対して前払式の商品販売の取次を行っており、販売実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
百貨店業	50,534	76.4
友の会事業		
合計	50,534	76.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。



(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度に比べ23億51百万円減少し、479億87百万円となりました。これは主に、有形固定資産の建物及び構築物が減少したことによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べて24億95百万円減少し、397億30百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金、長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産は、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加により前連結会計年度末に比べて1億43百万円増加し、82億57百万円となりました。

経営成績の分析

a) 概況

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業や、営業時間の短縮に加え、営業を終了いたしました黒崎店の業績が影響し、売上高は505億34百万円(前期比76.4%)、営業利益は12百万円(前期比1.0%)、経常損失は1億65百万円(前年同期は10億30百万円の経常利益)、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億11百万円(前期比27.2%)となりました。

b) 売上高

当連結会計年度の百貨店業の売上高は505億34百万円(前連結会計年度比76.4%)となりました。

また、友の会事業は、当社グループの百貨店業に対して前払式の商品販売の取次を行っており、売上高はありません。

c) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、115億63百万円(前連結会計年度比82.5%)となり、前連結会計年度に比べ24億58百万円の減少となりました。

d) 営業外損益

営業外損益は、1億78百万円の損失(前連結会計年度は2億71百万円の損失)となり、前連結会計年度に比べ93百万円損失が減少いたしました。

e) 特別損益

特別損益は、1億87百万円の損失(前連結会計年度は3億33百万円の損失)となり、前連結会計年度に比べ1億45百万円損失が減少いたしました。

当連結会計年度は固定資産除却損26百万円、投資有価証券評価損2百万円、減損損失1億59百万円を特別損失に計上いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度の現金及び現金同等物は前連結会計年度に比べ1億73百万円減少し39億28百万円となりました(前連結会計年度は41億1百万円)。これらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純損失を計上しましたものの、減価償却費等の計上により8億87百万円の資金収入(前連結会計年度は6億19百万円の資金収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、主に差入保証金の返還による収入等があったものの、有形固定資産の取得により72百万円の資金支出(前連結会計年度は13億94百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済等により、9億87百万円の資金支出(前連結会計年度は14億74百万円の資金支出)となりました。

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要の主なものは、店舗のリニューアル・設備の修繕等の設備投資であります。

当社グループの資金調達におきましては、自己資金の他金融機関からの借入等による資金調達を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不測の事態に備え、取引金融機関との当座貸越契約に基づき、借入枠50億円を設定し、当連結会計年度は5億円の資金調達を行いました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するに当たって、採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響についての会計上の見積りの仮定は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載されているとおりであります。

当社グループの連結財務諸表の作成において、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束に更に時間を要する場合など、消費動向や事業環境の変動等により、利益計画及び課税所得の見直しが必要となった場合、当社グループの翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響が及ぶ可能性があります。

固定資産の減損損失

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束に更に時間を要する場合など、消費動向や事業環境の変動等により、利益計画や将来キャッシュ・フロー等の前提条件に見直しが必要となった場合、当社グループの翌連結会計年度以降の連結財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

#### 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率等に基づいて計算しております。割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の安全性の高い長期債利回りを参考に設定しております。割引率の変動は、将来の退職給付費用に影響を与える可能性があります。

#### 資産除去債務

当社は、店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し、「資産除去債務に関する会計基準」に基づき過去の実績等から合理的な見積りを行い資産除去債務を計上しております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で76百万円の設備投資を実施いたしました。  
百貨店業においては、主に当社本店の売場リニューアルにより75百万円の設備投資を実施いたしました。  
なお、重要な設備の除却または売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	有形リース 資産	無形リース 資産	その他	合計	
本店 (北九州市小倉北区)	百貨店業	店舗等	10,846	23,030 (15,626)	132	153	409	34,571	597 [72]
黒崎商品センター (北九州市八幡西区)	百貨店業	商品セン ター	13	394 (6,614)				407	[ ]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定及び消費税等は含まれておりません。  
2 帳簿価額の「その他」の主な内容は、工具、器具及び備品であります。  
3 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書しております。  
4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
黒崎店 (北九州市八幡西区)	百貨店業	店舗建物等	89

株式会社井筒屋黒崎店は、2020年8月17日をもって営業を終了いたしました。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)山口井筒屋	山口店等 (山口県山口市)	百貨店業	店舗	125	( )	45	170	90 [12]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定及び消費税等は含まれておりません。  
 2 帳簿価額の「その他」の主な内容は、工具、器具及び備品であります。  
 3 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書しております。  
 4 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
(株)山口井筒屋	山口店等 (山口県山口市等)	百貨店業	店舗建物等	322

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本店等 (北九州市小倉北区等)	百貨店業	リニューアル工事	1,246	37	自己資金等	2020年 12月	2022年 1月	
(株)山口井筒屋	山口店等 (山口県山口市等)	百貨店業	リニューアル工事	34		自己資金等	2021年 3月	2021年 10月	

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,480,495	11,480,495	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は 100株であります。
計	11,480,495	11,480,495		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年9月1日	103,324	11,480		10,532		11,904

(注) 2016年5月26日開催の第121回定時株主総会決議により、2016年9月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これにより株式数は103,324,458株減少し、発行済株式数は11,480,495株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		23	20	126	25	7	8,274	8,475	
所有株式数 (単元)		20,816	3,863	20,175	3,328	28	66,304	114,514	29,095
所有株式数 の割合(%)		18.18	3.37	17.62	2.91	0.02	57.90	100.00	

- (注) 1 自己株式23,693株は、「個人その他」に236単元および「単元未満株式の状況」に93株を含めて記載しております。
- 2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
井筒屋共栄持株会	福岡県北九州市小倉北区船場町1番1号	1,080,400	9.4
西日本鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号	1,052,041	9.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	467,800	4.1
株式会社だいこう証券ビジネス	東京都江東区潮見2丁目9番15号	452,400	3.9
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	334,910	2.9
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	178,622	1.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)(注)2	東京都中央区晴海1丁目8番12号	166,700	1.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)(注)3	東京都中央区晴海1丁目8番12号	141,100	1.2
酒井 一	愛知県春日井市	140,300	1.2
株式会社北九州銀行	福岡県北九州市小倉北区堺町1丁目1番10号	139,847	1.2
計		4,154,120	36.3

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数467,800株は信託業務に係る株式であります。  
2 日本カストディ信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数166,700株は信託業務に係る株式であります。  
3 日本カストディ信託銀行株式会社(信託口6)の所有株式数141,100株は信託業務に係る株式であります。



(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,427,800	114,278	同上
単元未満株式	普通株式 29,095		同上
発行済株式総数	11,480,495		
総株主の議決権		114,278	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

2021年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1番1号	23,600		23,600	0.2
計		23,600		23,600	0.2

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	255	0
当期間における取得自己株式	19	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
保有自己株式数	23,693		23,712	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡による株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化、収益の状況および先行きの見通しなどを踏まえ、安定的な配当をおこなえることを基本的な方針といたしております。

当社は、2019年度より「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画」を推進し、全力を挙げて業績向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、剰余金の配当につきましては、経済情勢の変動に耐え得る内部留保と、累積損失の解消が当面の課題でありますとともに、適法かつ適正にその原資とし得る分配可能額の確保に至っておらず、誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきます。

引き続き復配に向け、業績向上に鋭意努力してまいりますので、何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、顧客、お取引先、従業員、株主、地域社会等のステークホルダーからの負託に応え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、経営監督機能と業務執行機能との分離を図り、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことにより経営の活力を増大させることを基本的な考えとしております。この考えに沿って、コーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### 取締役会の責務・構成

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を確保し、収益力・資本効率等の改善を図るために、次の事項をはじめとする役割・責務を果たします。

1. 取締役会は、戦略的な方向づけを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営戦略や経営計画の基本方針について策定いたします。また、重要な業務の執行の決定に際して、経営戦略や経営計画の基本方針を踏まえて、決議を行います。
2. 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うために、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、リスク管理体制や内部統制システムを適切に整備・運用してまいります。
3. 取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うために、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図り、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに独立社外取締役を選任し、実効性の高い監督の実現に取り組んでまいります。また、監査役においても、複数名の社外監査役を選任し、取締役の業務執行に対する独立性の高い監査体制を構築してまいります。
4. 取締役会で審議される決議事項及び報告事項について、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を行ってまいります。また、取締役会に出席した全員が審議される議案等について活発な議論・意見交換を実施してまいります。

当社の取締役会は、取締役の数を10名以内と定め、営業・販売・経理・管理部門に精通し、その知識・経験・能力に優れた取締役および豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役で構成しております。

当社の取締役会は、このような取締役で構成され、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえで、多様性および規模が最も適した構成になるよう努めております。

#### (取締役会構成員の氏名等)

議長：代表取締役 社長執行役員 影山 英雄

構成員：取締役 常務執行役員 兼石 一郎 ・取締役 常務執行役員 吉田 功

取締役 安田 堅太郎(社外取締役) ・取締役 執行役員 松本 圭

取締役 窪田 弥生(社外取締役)

#### (報酬委員会)

取締役会の任意の諮問機関として設置し、報酬委員会において、代表取締役社長及び取締役会の決議により選定された委員をもって構成し、その員数は3名以上とする。但し、選定された委員の1名以上は、社外取締役でなければならない。報酬委員会は、報酬の額または算定方法が基本方針に沿ったものであるかを確認し、報酬決定ルールや報酬水準、個別評価および報酬案等を審議し、取締役会に答申する。

委員長：代表取締役社長執行役員 影山 英雄

構成員：社外取締役 安田 堅太郎

監査役(常勤) 赤坂 英典

#### 監査役および監査役会の責務

当社の監査役は、株主をはじめ各ステークホルダーからの負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査し、法令又は定款違反を未然に防止するよう努めることにより、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持・向上を図り、健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築に寄与しております。また、監査役、

会計監査人および内部統制室は、会計監査や業務監査を通じ連携を確保し、必要に応じて社外取締役とも連携ができる体制を構築しており、必要な情報交換を行うことで、監査の実効性を高める体制を構築しております。

当社の監査役会は、監査役4名のうち2名を社外監査役（うち独立監査役が1名）として選任しております。また、常勤監査役は、社内の執行役員会を含む重要な会議にも参加し、監査役として積極的に意見を述べており、他の監査役にも積極的に情報の共有を行っております。また、社外取締役とも必要に応じて連携できる体制を構築しております。

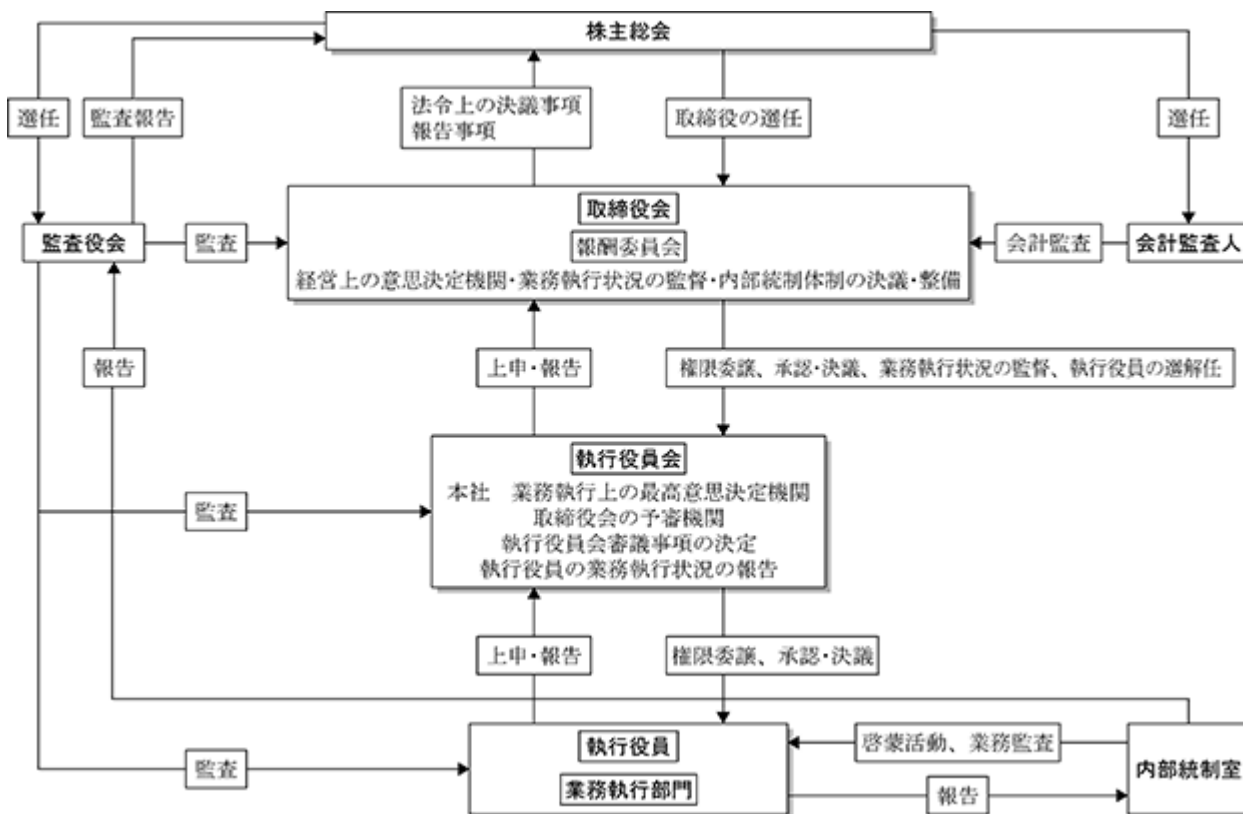
（監査役会構成員の氏名等）

議長：監査役（常勤） 赤坂 英典  
 構成員：監査役（非常勤） 成清 雄一（社外監査役）  
           監査役（非常勤） 藤田 光博（社外監査役）  
           監査役（非常勤） 梅田 久和

（当該体制を採用する理由）

当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、内部統制システムを構築し、適正に運用することにより、当社グループのガバナンスの確保を図っております。当社グループの内部統制基本方針に基づき、業務監査や会計監査を行うとともに、監査役、会計監査人および内部統制室が業務監査や会計監査を通じて連携を図ることにより、グループ全体の実効性のある内部統制システムが確保できることとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社の企業統治の模式図は以下の通りであります。



## 企業統治に関するその他の事項

### 内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を実現するべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。

取締役会は、法令、定款、取締役会規程およびその他の社内規程等に従い、経営上の重要事項の決議を行い、または報告を受けるとともに、取締役の職務執行を監督する。取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。

取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。

(2) 代表取締役は計算書類を監査役会および会計監査人に提出し、監査を受けるものとする。

(3) 当社は社外取締役を選任し、客観的視点での経営のアドバイスとチェックを受ける。

(4) 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。

(5) 財務報告の適正性確保のため、以下の体制整備を図る。

・ 経理、情報システム、内部監査等に関する規程等を整備し、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図る。

・ 財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。福岡県暴力団排除条例を遵守するとともに、「暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与」は行わない。

(7) 代表取締役はコンプライアンス、適切なリスク管理体制確立のための取り組みの状況（内部通報の状況を含む）につき、3カ月に1度以上取締役会に報告することとし、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

(1) 取締役会は文書取扱規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに文書取扱規程に基づき、保管、管理する。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 執行役員会議事録
- ・ 計算書類
- ・ 決裁書
- ・ その他取締役会が決定する書類

(2) 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書取扱規程で定める。

(3) 代表取締役は取締役、執行役員、社員に対し、文書取扱規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は適切なリスク管理体制整備のために以下の措置をとる。

・ 当社グループのリスク管理基本方針を策定し、当社各部門に浸透を図る。リスク管理は内部統制室が担当し、各部門に対する指導権限を持つ。

・ 当社代表取締役を委員長とし、各店店長の他、主要なリスク事項を管理する部門の責任者を構成員とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では、当社のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。

・ 当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。

・ リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報

告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。

- ・リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員の職務委嘱およびその職務分掌に基づき、業務の執行を行わせる。
- (2)取締役会は、取締役会、執行役員会等の重要な意思決定機関と、執行役員の決裁基準を設定する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。

- ・当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、社員全員への浸透を図る。
- ・コンプライアンスを担当する部署を内部統制室とし、当社とグループ企業に対する指導権限を与える。
- ・当社の各部門にコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
- ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、その他業務の適正化のための規程の整備を行う。
- ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
- ・公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
- ・内部監査部門である内部統制室を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
- ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。

#### 6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ企業は次のとおりとする。

- ・(株)山口井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)井筒屋友の会、(株)井筒屋商事、井筒屋サービス(株)、(株)ニシコン子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（八および二において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社グループ企業は経営上重要な決定をする場合は、当社グループ共通の「意思決定機関の附議事項および附議基準」に基づき、当社においての事前協議や、当社への報告等を行う体制により業務の適正を確認する。また、業績については定期的に当社へ報告し、業務上重要な事項が発生した場合には、その都度、当社へ報告する。

#### ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ企業のリスク管理については当社内部統制室が指導権限を持つ。
- ・当社代表取締役を委員長とするリスク管理委員会もグループ企業のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室が担当する。
- ・当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を、当社グループ企業へ周知徹底する。
- ・当社グループ企業のリスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、本社代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
- ・リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が当社グループ企業で発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。

#### ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は子会社管理規程に基づき、当社のグループ企業の緊急事態、人事、経理、監査役監査、内部監査、経営、事業目標・計画などについて、当社の担当部門にて、指導、援助、相談を行う体制をとり、子会社における業務の効率的な遂行を図る。

#### ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は当社グループ企業のコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。

- ・当社グループ企業共通の「企業行動の基準」により、グループ企業の社員全員への浸透を図る。
- ・グループ企業のコンプライアンスを担当する部署を当社内部統制室とし、指導権限を与える。
- ・グループ企業にもコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。

- ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、グループ企業についてもその他業務の適正化のための規程の整備を行う。
  - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を、当社グループ企業へ周知徹底する。
  - ・公益通報者保護法の施行を受け、グループ企業についても内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
  - ・当社の内部監査部門である内部統制室が、グループ企業の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
  - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けたグループ企業の取り組み状況についても、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助するため監査役室を設置し、専任の補助使用人を置く。
8. 上記7.の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行う。  
これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得る。
9. 上記7.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該補助使用人に対する指示の実効性確保に必要な下記の事項を実施する。
- (1)補助使用人の権限の確保（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む）
  - (2)必要な知識・能力を備えた専任または兼任の補助使用人の適切な員数の確保
  - (3)補助使用人の活動に関する費用の負担
  - (4)補助使用人に対する協力体制
10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
    - (1)監査役は取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席できる。
    - (2)監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題および監査上の重要課題等について意見交換し、あわせて必要と判断される要請を行うことができる。
    - (3)取締役および使用人は監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めた時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めた時には当該事実に関する事項を速やかに報告する。
    - (4)内部統制室長は監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づき通報の状況について速やかに報告する。
  - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
    - (1)当社の監査役は、グループ企業の取締役会等の重要な会議に出席できる。
    - (2)グループ企業の取締役、監査役、および使用人は当社の監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めた時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めた時には当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する。
    - (3)内部統制室長は当社の監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づきグループ企業の通報の状況について速やかに報告する。
11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は監査役へ通報を行った者が通報を行ったことを理由として、当社および当社グループ企業の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人に対し、不利な取扱いを受けないことを確保するための規程等を整備し周知する。



12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用については、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担する。また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合に要した費用等についても当社が負担する。

13. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は内部監査部門である内部統制室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- (2) 監査役は監査に当たり当社および当社グループ企業の重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の調査権を有す。
- (3) 監査役は取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めるときは、当社および当社グループ企業に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

また、当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補償することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（当社兼任の子会社役員を含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- (1)当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。
- (2)当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって社外取締役および社外監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運用を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員の状況

男性9名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率10% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員 営業本部長	影山 英雄	1952年11月5日生	1975年4月 当社入社 1995年2月 当社本店紳士服部部长 1999年3月 当社営業本部外販統括室お得意様外商部ゼネラルマネージャー 2001年3月 株式会社久留米井筒屋出向(執行役員待遇) 2005年9月 当社社長室ゼネラルマネージャー 2006年5月 当社執行役員 2010年3月 当社社長執行役員 2010年5月 当社代表取締役社長執行役員(営業本部長) 2017年3月 当社代表取締役社長執行役員(営業本部長兼外商統括室長) 2019年9月 当社代表取締役社長執行役員(営業本部長)(現任)	(注3)	40
取締役 常務執行役員 管理本部長 兼内部統制室長	兼石 一郎	1955年10月8日生	1978年4月 株式会社山口銀行入行 2001年4月 同行西新支店長 2003年1月 株式会社ちまきや出向 2005年6月 株式会社山口銀行大分支店長 2007年4月 同行審査第2部長 2009年6月 同行取締役福岡支店長 2011年6月 同行取締役北九州本部長 2011年10月 株式会社北九州銀行取締役 2013年6月 ワイエムセゾン株式会社代表取締役社長 2017年4月 当社入社 経営企画・内部統制室担当顧問 2017年5月 当社取締役常務執行役員(管理副本部長兼経営企画担当兼内部統制室長) 2020年5月 当社取締役常務執行役員(管理副本部長兼内部統制室長) 2021年5月 当社取締役常務執行役員(管理本部長兼内部統制室長)(現任)	(注3)	35
取締役 常務執行役員 営業副本部長 兼営業企画担当	吉田 功	1979年12月26日生	2003年4月 当社入社 2017年3月 当社管理本部経営企画グループ長 2019年9月 当社執行役員(黒崎店長) 2020年5月 当社取締役執行役員(本店長) 2021年3月 当社取締役常務執行役員(営業副本部長兼営業企画担当)(現任)	(注3)	8

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	安田 堅太郎	1964年1月17日生	1987年4月 2002年7月 2006年7月 2008年7月 2011年7月 2012年7月 2013年7月 2015年7月 2017年7月 2019年4月 2020年4月 2020年5月	西日本鉄道株式会社入社 同社自動車局乗合バス事業本部営業第一課課長 西鉄観光バス株式会社取締役総務部長 同社取締役営業部長 西日本鉄道株式会社自動車事業本部計画部次長 西鉄バス北九州取締役営業本部長 西鉄観光バス株式会社代表取締役社長 西日本鉄道株式会社自動車事業本部営業部部長 同社自動車事業本部営業企画部部長 同社執行役員(現任) 西鉄バス北九州株式会社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	
取締役 執行役員 本店長	松本 圭	1968年3月1日生	1991年4月 2011年3月 2012年3月 2014年3月 2015年3月 2017年3月 2019年9月 2020年5月 2021年3月 2021年5月	当社入社 当社食品部統括担当課長兼惣菜・催事・医薬品担当課長 当社人事部株式会社山口井筒屋出向 当社黒崎店食品課長 当社本店食品グループ長 当社食品MDグループ長 当社本店紳士服・子供服部長 当社執行役員(株式会社山口井筒屋代表取締役社長) 当社執行役員(本店長) 当社取締役執行役員(本店長)(現任)	(注3)	10
取締役	窪田 弥生	1965年3月16日生	1998年10月 1999年4月 2000年12月 2000年12月 2004年4月 2004年4月 2005年1月 2005年2月 2021年5月	司法試験合格 司法修習第53期生 弁護士登録 辰巳和正法律事務所入所 辰巳和正法律事務所退所 春和法律事務所入所 春和法律事務所退所 清和法律事務所開設 同所長弁護士(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	赤坂 英典	1954年11月21日生	1978年4月 当社入社 2002年5月 当社人事部ゼネラルマネージャー 2007年4月 当社黒崎店業務部ゼネラルマネージャー 2008年1月 当社人事部ゼネラルマネージャー 2008年5月 当社執行役員 2011年5月 当社取締役常務執行役員(管理本部長) 2013年5月 当社取締役専務執行役員(管理本部長) 2014年3月 当社取締役専務執行役員(管理本部長経営企画担当) 2015年3月 当社取締役専務執行役員(管理本部長) 2017年3月 当社取締役専務執行役員(管理本部長兼内部統制室長) 2017年5月 当社取締役専務執行役員(管理本部長) 2021年5月 当社常勤監査役(現任)	(注4)	57
監査役	成清 雄一	1962年3月18日生	1987年4月 TOTO株式会社入社 2010年4月 同社人財開発本部長 2011年4月 同社執行役員人財開発本部長 2014年4月 同社執行役員コーポレートグループ、法務本部担当兼人財本部長兼Vプランマネジメントリソース革新担当 2014年6月 同社取締役常務執行役員コーポレートグループ、法務本部担当兼Vプランマネジメントリソース革新担当 2016年4月 同社取締役常務執行役員法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当兼Vプランマネジメントリソース革新担当 2017年5月 当社監査役(現任) 2018年6月 TOTO株式会社監査役(現任)	(注4)	27
監査役	藤田 光博	1954年7月31日生	1977年4月 株式会社山口銀行入行 1998年6月 同行小倉南支店長 2000年10月 株式会社ちまきや出向 2003年4月 株式会社山口銀行長崎支店長 2004年6月 同行審査部長 2004年10月 同行審査第一部長 2005年6月 同行取締役 2008年11月 同行取締役東京支店長 2009年6月 同行取締役東京本部長 2010年6月 同行常務取締役東京本部長 2012年6月 同行専務取締役山口支店長・県庁内支店長 2015年6月 株式会社北九州銀行専務取締役 2016年6月 同行代表取締役頭取 2017年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ常務取締役 2019年5月 当社監査役(現任) 2019年6月 株式会社北九州銀行代表取締役会長(現任)	(注4)	19
監査役	梅田 久和	1960年2月18日生	1995年10月 公認会計士第2次試験合格 1995年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年4月 公認会計士登録 2005年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退所 2005年7月 梅田公認会計士事務所開設 同所長 公認会計士(現任) 2017年5月 当社取締役 2021年5月 当社監査役(現任)	(注4)	
計					196

- (注) 1 取締役安田堅太郎、窪田弥生の両氏は、社外取締役であります。  
 2 監査役成清雄一、藤田光博の両氏は、社外監査役であります。  
 3 取締役の任期は、2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から2022年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 4 監査役赤坂英典氏の任期は2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役梅田久和氏の任期は2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役成清雄一氏の任期は2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役藤田光博氏の任期は2019年2月期に係る定時株主総会終結の時から2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、執行役員制度を導入しております。  
取締役を兼務しない執行役員は、以下の2名であります。  
執行役員 株式会社山口井筒屋 代表取締役社長 桶谷 祥太郎  
執行役員 経営企画兼総務担当 大森 俊介
- 6 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(百株)
塩塚 真由子	1967年1月1日生	1987年4月 当社入社 2009年3月 当社社長室秘書担当課長 2010年3月 当社総務部課長 2014年3月 当社総務部庶務担当長 2017年3月 当社総務グループ総務担当マネージャー 2019年3月 当社総務部総務担当マネージャー 2021年3月 当社総務部長(現任)	29
作 間 功	1958年11月5日生	1985年10月 司法試験合格 1986年4月 司法修習生 1988年4月 弁護士登録 1988年4月 近江法律事務所入所 2000年4月 近江法律事務所代表弁護士(現任)	

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

安田取締役については、同氏が代表取締役社長を務める西鉄バス北九州株式会社は、当社グループ法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、同氏が執行役員を務める西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

窪田取締役については、同氏が社外監査役を務める株式会社サンリブは、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。

当社の社外監査役は2名であります。

成清監査役については、同氏が常勤監査役を務めるTOTO株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。

藤田監査役については、同氏が代表取締役会長を務める株式会社北九州銀行は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

<社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準、選任状況に関する考え方>

取締役・監査役候補の指名にあたっては、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していることを考慮しております。

#### 社外取締役

当社の社外取締役は、客観的かつ専門的な見地から助言・提言を取り入れ、企業価値の向上を図るために、実務界で幅広い見識等を有する会社経営者や専門的知識を有する人材を選任しております。

当社の社外取締役は、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の方針や経営改善等につき、企業価値向上を図るために助言を行うとともに、経営陣幹部の選解任及びその他の取締役会の重要な意思決定を通じて、客観的な立場から経営に対する監督を行っております。

また、経営陣から独立的な立場で利益相反を監督するとともに、各ステークホルダーの意見等を取締役会に適切に反映するよう努めております。

#### 社外監査役

当社の社外監査役は、当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務執行を監督し法令又は定款違反を未然に

防止するよう努めること、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持・向上に資する知識・効力・経験を有する者であること、中立的・客観的な視点から監査を行うこと等を総合的に判断し、指名を行います。また、当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とします。

#### 独立社外役員の独立性基準

当社取締役会は、当社の社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）を独立役員として指定するに際し、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「独立性基準」を定めており、以下の要件を満たした社外役員を独立役員として指定しております。

1. 現在または過去において、当社、当社の子会社または関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員または使用人をいいます。）であったことがないこと。
2. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者でないこと。
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。）でないこと。
5. 当社グループが借入れを行っている主要な借入先またはその親会社もしくは子会社の業務執行者でないこと。
6. 当社の大株主またはその業務執行者でないこと。
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと。
8. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者でないこと。
9. 当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業者でないこと。
10. 上記2.から9.までの団体または取引先に過去に所属していた場合、当該団体または取引先を退職後5年以上経過していること。
11. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族または同居の親族でないこと。
  - (1) 当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（本部長職以上の使用人をいいます。）
  - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
  - (3) 上記2.から9.で就任を制限している対象者
12. 形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。
13. 現在独立社外役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要します。

(注) (1) 上記2.および3.における「主要な取引先」とは、当社グループの販売先および仕入先等であって、直近3会計年度において、年間の当社グループ間の取引金額が相互にその連結総売上高の2%以上となる取引がある場合には、主要な取引先とみなします。

(2) 上記4.における「多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近3会計年度において年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていることをいいます。

- (3) 上記5.における「主要な借入先」とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近3会計年度において、各事業年度末における借入金残高の平均が、当社グループの連結総資産の2%以上となる借入がある場合には、主要な借入先とみなします。
- (4) 上記6.における「大株主」とは、議決権比率が10%を超える株主をいいます。
- (5) 上記7.の「寄付を受けている者またはその業務執行者」とは、直近3会計年度において年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいいます。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。

また、監査役、会計監査人及び内部統制室は、会計監査や業務監査を通じ連携を確保しておりますし、必要に応じて社外取締役とも連携ができる体制を構築しております。

外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合は、各管掌取締役が中心となり調査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する体制をとっております。

また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部統制室その他関連部署と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を行うこととしております。



(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織及び人員

- ・ 当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役です。

役職名	氏名	経歴等
常勤監査役 (議長)	赤坂 英典	2011年より当社取締役として管理部門(経営企画部、総務部、人事部、経理・財務部等)を統括し、経営者として豊富な経験と幅広い見識を活かした助言・提言を行っております。
社外監査役	成清 雄一	財務・会計・法務に関する豊富な知見を活かした助言・提言を行っております。
社外監査役	藤田 光博	豊富な経営経験を通じて培ってきた知見から適切に様々な助言・提言を行っております。
監査役	梅田 久和	2017年より当社社外取締役として経営に参画し、公認会計士・税理士として培ってきた専門知識およびその職業をもとに得た経験を当社の経営に反映していただいております。

- ・ 監査役会および監査役の監査に関する事務を処理する専任部署として監査役室を設置し、監査役の業務を補助すべきスタッフ1名を置いております。

b. 監査役監査の手続き

監査役は取締役会その他重要な会議に出席する他、重要な決裁書類を閲覧するなど、監査役会で協議した方針に従い、取締役会の意思決定と業務執行の状況について監査を行っております。

また、監査役は会計監査人および内部統制室と相互連携をはかり、組織的かつ効率的な監査に努めております。

c. 監査役会の開催頻度、個々の監査役の出席状況

監査役会は当事業年度において計6回開催しております。1回当たりの所要時間は概ね1時間でした。

各監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
日高 伸一	6回	6回	100%
辰巳 和正	6回	6回	100%
成清 雄一	6回	6回	100%
藤田 光博	6回	6回	100%

d. 監査役会の主な検討事項

- ・ 内部統制システムの整備・運用状況の監視・検証
- ・ 事業計画の進捗及び決算財務内容の確認
- ・ 会計監査人との連携及び会計監査人の評価

e. 常勤及び非常勤監査役の活動状況

(常勤及び非常勤監査役)

- ・ 経営計画達成に向けた進捗状況の確認
- ・ 取締役会への出席
- ・ 監査法人との連携
- ・ 期末監査及び株主総会対応

(常勤監査役の活動状況)

- ・ 内部統制システムの整備・運用状況の監査
- ・ 取締役会、執行役員会等重要な会議への出席
- ・ 競業取引、利益相反取引、無償の利益供与、子会社との通例的でない取引の監査
- ・ 本店・山口店及びサテライトショップへの往査
- ・ 代表取締役との定期的会合
- ・ 内部統制室との連携
- ・ 重要文書の閲覧と文書・情報管理の監査
- ・ 棚卸資産の実在性検証

注) 2021年5月27日開催の第126回定時株主総会におきまして日高伸一ならびに辰巳和正の両氏は監査役を退任し、新たに赤坂英典、梅田久和の両氏が監査役に就任いたしました。なお、赤坂英典氏は常勤監査役であります。

#### 内部監査の状況

当社は、内部監査について、グループ各社を含む各部門において正しい業務遂行がなされているかを監査する機関として内部統制室を設置しており、室長をはじめスタッフ3名により構成されております。また、当該部門の業務に関する監査および改善に関する提言・助言・勧告を行っており、監査役は内部監査部門である内部統制室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

#### 会計監査の状況

(監査法人の名称)

EY新日本有限責任監査法人

(継続監査期間)

46年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員・業務執行社員 金子 一昭

指定有限責任社員・業務執行社員 久保 英治

(監査業務に係る補助者の構成)

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士12名、公認会計士試験合格者等21名、その他6名であります。

(会計監査人の選定方針と理由)

当社は、会計監査人の再任、解任、不再任および選任の決定の方針を次のとおりとしております。

- ・当社は、会計監査人の選任の適否について毎期検討し、会計監査人の監査体制、職務遂行状況（過去の業務実績含む）、専門性、独立性又は監査報酬水準等について総合的に評価し判断しております。

当該方針に基づき、EY新日本有限責任監査法人を再任することといたしました。

- ・当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査及び四半期レビュー契約を締結しており、四半期レビュー及び期末の会計監査だけでなく、必要に応じて適宜適切に会計監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。
- ・監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な職務遂行を行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合、監査役会は会計監査人の不再任および新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(監査役及び監査役会による監査法人の評価)

当社の監査役及び監査役会は監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会において監査品質・監査体制・監査の独立性等の会計監査人の監査評価を行っております。

監査報酬の内容等

( 監査公認会計士等に対する報酬 )

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	29		32	
連結子会社				
計	29		32	

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務等  
であります。

( 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ( 上記を除く ) )

該当事項はありません。

( その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 )

該当事項はありません。

( 監査報酬の決定方針 )

会計監査人に対する監査報酬は、当社の規模・特性、監査日数等を勘案し、監査法人と協議を行い、監査役会  
の同意を得て決定しております。

( 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 )

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切である  
かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を  
いたしました。

(4) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月22日開催の取締役会決議により、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方  
針を定めております。その方針内容の決定権限は取締役会にあります。取締役および監査役の報酬等の決定  
については、透明性及び公平性を担保するため、2021年3月1日に設置された「報酬委員会」に対して取締役会  
が諮問を行い、当該報酬委員会による答申の内容を踏まえ、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報  
酬は監査役の協議により、それぞれ決定いたします。

( 報酬委員会 )

取締役会の任意の諮問機関として設置し、報酬委員会において、代表取締役社長及び取締役会の決議によ  
り選定された委員をもって構成し、その員数は3名以上とする。但し、選定された委員の1名以上は、社外  
取締役でなければならない。報酬委員会は、報酬の額または算定方法が基本方針に沿ったものであるかを確  
認し、報酬決定ルールや報酬水準、個別評価および報酬案等を審議し、取締役会に答申する。

取締役の個人別の報酬等 ( 業績連動報酬を含む ) の額またはその算定方法の決定方針

当社の取締役の報酬制度は、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の向上に資すること、および各取締  
役の役割や職責にふさわしい制度とすることを基本方針といたしております。

a) 取締役の報酬額は、当社第98回定時株主総会により次のとおり決議されております。

・ 取締役の報酬月額18,000千円の限度内で取締役会により決議する。

取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

b) 取締役の個人別の報酬等の額または、その算定方法の決定方針は以下のとおりです。

( 取締役の個人別の報酬等における基本報酬と業績連動報酬の割合の決定方針 )

取締役の個人別の報酬額は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、その割合は基本報酬を50%以上としつつ、当社の業績、役位、職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準等を総合考慮した上で決定いたします。ただし、社外取締役については、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額基本報酬として支給することを基本とします。

( 基本報酬の額および算定方法の決定方針 )

基本報酬は固定報酬と位置づけ、各役員の職責、職位および功績を考慮要素として、報酬委員会の審議を経て決定された各役員の評価方法に基づき、取締役会において決定いたします。

( 業績連動にかかる業績指標の内容ならびに業績連動報酬の額および算定方法の決定方針 )

業績連動報酬は、ステークホルダーの理解や利益還元が成されている状態を基準として業績指標の内容ならびに業績連動報酬の額および算定方法を決定いたします。

具体的には、報酬委員会で配当性向や事業年度末の経常利益を業績指標として、その支給額および算定方法を審議した上、取締役会に答申し、取締役会で決定いたします。

( 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針 )

取締役の基本報酬は月額支給とし、業績連動報酬は年次賞与として、取締役会で決定した算定方法により計算した額を年1回金銭で支給いたします。ただし、各事業年度の当社の業績により、支給しないこともあります。

社外取締役は月額基本報酬のみ支給いたします。

#### 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額		対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬(百万円)	業績連動報酬(百万円)	
取締役 (社外取締役を除く)	78	78		5
社外取締役	3	3		3
監査役 (社外監査役を除く)	12	12		1
社外監査役	5	5		3
合計	98	98		12

- (注) 1. 上記には、2020年5月28日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記支給額のほか、当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額について、記載すべき金額はありません。
3. 上記支給額は基本報酬(月例給与の総額)であり、他の報酬はありません。
4. 使用人兼務取締役はおりません。
5. 取締役および監査役の報酬限度額については、1993年5月27日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額18百万円以内、監査役の報酬額を月額4百万円以内と決議しております。なお、同株主総会終結時の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であり、有価証券報告書の提出日現在、取締役の員数は6名、監査役の員数は4名となっております。
6. 当事業年度において業績連動報酬の支給はございません。

c) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的とする、いわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

株式保有リスクの抑制や資本の効率性、国際金融規制への対応等の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、政策投資を目的として保有する投資株式の残高削減を基本方針としております。

政策投資を目的として保有する投資株式については、成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合は、取引先企業の十分な理解を得た上で、売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、残高削減の基本方針に即し、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

(保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

その保有株式については、年2回、銘柄ごとに保有目的、保有に伴う便益やリスク等について、取締役会にて検証し保有の適否を判断しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	30	101
非上場株式以外の株式	2	13

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社スターフ ライヤー	4,000	4,000	(保有目的) 継続的な取引関係の維持、強化のため (定量的な保有効果)(注)	無
	11	12		
九州電力株式会社	1,590	1,590	(保有目的) 継続的な取引関係の維持、強化のため (定量的な保有効果)(注)	無
	1	1		

(注) 定量的な保有効果については、記載が困難であるため、記載していませんが、保有の合理性については、取締役会に報告し、保有目的、取引状況、経済的合理性を勘案し検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年3月1日から2021年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年3月1日から2021年2月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できるための体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、監査法人や各種団体の開催するセミナーに参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,151	3,928
受取手形及び売掛金	1,663	1,511
商品	2,433	2,041
貯蔵品	20	20
その他	569	456
貸倒引当金	0	
流動資産合計	8,839	7,958
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 44,682	1 43,307
減価償却累計額	32,095	32,123
建物及び構築物(純額)	12,587	11,184
土地	1, 3 24,011	1, 3 24,011
リース資産	450	460
減価償却累計額	284	327
リース資産(純額)	166	132
建設仮勘定		11
その他	2,638	2,251
減価償却累計額	2,022	1,812
その他(純額)	616	438
有形固定資産合計	37,380	35,777
無形固定資産		
リース資産	154	153
その他	97	91
無形固定資産合計	251	245
投資その他の資産		
投資有価証券	2 1,287	2 1,323
長期貸付金	140	
差入保証金	2,143	2,037
繰延税金資産	38	270
その他	463	431
貸倒引当金	205	56
投資その他の資産合計	3,868	4,006
固定資産合計	41,500	40,029
資産合計	50,339	47,987



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	5,045	3,839
短期借入金	1 11,333	1 11,833
リース債務	136	131
未払法人税等	126	85
前受金	7,396	7,681
賞与引当金	57	55
ポイント金券引当金	219	149
設備関係支払手形	94	28
その他	3,271	3,090
流動負債合計	27,682	26,897
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 9,177	1 7,843
リース債務	197	153
繰延税金負債	284	
再評価に係る繰延税金負債	3 2,874	3 2,874
商品券回収損失引当金	792	788
退職給付に係る負債	947	818
資産除去債務	191	279
預り保証金	78	74
固定負債合計	14,543	12,832
負債合計	42,225	39,730
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,532	10,532
資本剰余金	11,904	11,904
利益剰余金	20,061	19,950
自己株式	27	27
株主資本合計	2,347	2,458
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	14	13
土地再評価差額金	3 5,766	3 5,766
退職給付に係る調整累計額	14	19
その他の包括利益累計額合計	5,766	5,799
純資産合計	8,113	8,257
負債純資産合計	50,339	47,987

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)		当連結会計年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)	
売上高		66,145		50,534
売上原価	1	50,820	1	38,958
売上総利益		15,324		11,576
販売費及び一般管理費				
販売促進費		1,171		785
ポイント金券引当金繰入額		164		105
宣伝費		1,029		555
役員報酬及び給料手当		4,179		3,484
賞与引当金繰入額		57		55
退職給付費用		87		86
法定福利及び厚生費		752		706
賃借料		1,446		1,115
減価償却費		1,509		1,750
その他		3,625		2,916
販売費及び一般管理費合計		14,022		11,563
営業利益		1,302		12
営業外収益				
受取利息		4		0
持分法による投資利益		106		57
固定資産受贈益		126		-
協賛金収入		111		12
未回収商品券受入益		301		329
受取賃貸料		67		65
助成金収入		-		198
その他		199		113
営業外収益合計		917		776
営業外費用				
支払利息		404		380
売上割引		399		325
商品券回収損失引当金繰入額		203		149
地代家賃		6		-
その他		175		98
営業外費用合計		1,188		954
経常利益又は経常損失( )		1,030		165
特別利益				
資産除去債務戻入益	2	51		-
固定資産売却益	3	28		-
特別利益合計		80		-
特別損失				
投資有価証券評価損		156		2
固定資産除却損	4	194	4	26
減損損失	5	61	5	159
特別損失合計		413		187

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	697	353
法人税、住民税及び事業税	46	51
法人税等調整額	241	515
法人税等合計	287	464
当期純利益	409	111
親会社株主に帰属する当期純利益	409	111

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期純利益	409	111
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	0
退職給付に係る調整額	70	34
持分法適用会社に対する持分相当額	5	0
その他の包括利益合計	1 61	1 32
包括利益	470	143
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	470	143
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	10,532	11,904	20,471	27	1,937	24	5,766	85	5,705	7,643
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			409		409					409
自己株式の取得				0	0					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						9		70	61	61
当期変動額合計			409	0	409	9		70	61	470
当期末残高	10,532	11,904	20,061	27	2,347	14	5,766	14	5,766	8,113

当連結会計年度（自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	10,532	11,904	20,061	27	2,347	14	5,766	14	5,766	8,113
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			111		111					111
自己株式の取得				0	0					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1		34	32	32
当期変動額合計			111	0	111	1		34	32	143
当期末残高	10,532	11,904	19,950	27	2,458	13	5,766	19	5,799	8,257

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	697	353
減価償却費	1,518	1,764
減損損失	61	159
資産除去債務戻入益	51	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	19	7
賞与引当金の増減額( は減少)	5	2
ポイント金券引当金の増減額( は減少)	19	69
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	38	95
商品券回収損失引当金の増減額( は減少)	15	4
事業構造改善引当金の増減額( は減少)	234	-
受取利息及び受取配当金	5	1
助成金収入	-	198
支払利息	404	380
持分法による投資損益( は益)	106	57
投資有価証券評価損益( は益)	156	2
固定資産受贈益	126	-
固定資産売却損益( は益)	28	-
固定資産除却損	194	26
売上債権の増減額( は増加)	412	164
たな卸資産の増減額( は増加)	367	392
仕入債務の増減額( は減少)	1,999	1,205
未払消費税等の増減額( は減少)	82	179
その他の資産の増減額( は増加)	78	122
その他の負債の増減額( は減少)	149	58
小計	1,039	1,136
利息及び配当金の受取額	6	3
利息の支払額	405	376
助成金の受取額	-	198
法人税等の支払額	21	74
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>619</b>	<b>887</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	80	-
定期預金の払戻による収入	80	50
有価証券の償還による収入	300	-
投資有価証券の払戻しによる収入	-	15
有形固定資産の取得による支出	2,390	188
有形固定資産の売却による収入	132	-
有形固定資産の除却による支出	-	23
無形固定資産の取得による支出	57	6
長期貸付けによる支出	15	4
長期貸付金の回収による収入	3	3
会員権の売却による収入	-	0
差入保証金の差入による支出	13	0
差入保証金の回収による収入	842	88
資産除去債務の履行による支出	200	7
その他	5	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,394</b>	<b>72</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（ は減少）	-	500
長期借入れによる収入	586	-
長期借入金の返済による支出	1,920	1,333
リース債務の返済による支出	140	153
自己株式の取得による支出	0	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,474</b>	<b>987</b>
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,249	173
現金及び現金同等物の期首残高	6,350	4,101
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,101	1 3,928

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

(株)山口井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)井筒屋友の会、(株)井筒屋商事

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社 井筒屋サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等の合計が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外いたしました。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

(株)ニシコン

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社 井筒屋サービス(株)

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、すべて親会社と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、当社及び連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～34年

工具、器具及び備品(その他) 5年～8年



無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ポイント金券引当金

ポイント金券の発行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。

商品券回収損失引当金

負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

### (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末より適用予定であります。

#### 4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

##### (1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

##### (2) 適用予定日

2022年2月期の年度末より適用予定であります。

##### (会計上の見積りの変更)

###### (退職給付に係る負債の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は従来、退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数を9年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を8年に変更しております。

なお、この変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

###### (耐用年数の変更)

当社は、本店の一部ショップを改装することに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、取り壊し予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は203百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は203百万円増加しております。

###### (資産除去債務)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額116百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

##### (追加情報)

###### (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社グループの業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期は不透明な状況であります。

当社グループでは、固定資産の減損及び税効果会計等におきまして、当該業績への影響が少なくとも2022年2月末ごろまで続くと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
建物	10,384百万円	9,320百万円
土地	24,010 "	24,010 "
計	34,395百万円	33,331百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
短期借入金	11,333百万円	11,833百万円
長期借入金	9,177 "	7,843 "
計	20,511百万円	19,677百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
投資有価証券(株式)	1,153百万円	1,208百万円

3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出
- ・再評価を行った年月日...2001年2月28日

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	6,177百万円	5,857百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上原価	73百万円	56百万円

2 資産除去債務戻入益

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

株式会社山口井筒屋(宇部店)の旧宇部店の土地建物の売却が確定したことに伴い、原状回復費用の発生に備えて計上しておりました資産除去債務を戻し入れたことによるものであります。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
土地	28百万円	百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
建物及び構築物	187百万円	0百万円
工具、器具及び備品	7 "	0 "
解体費用	"	26 "
合計	194百万円	26百万円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

前連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産等

場所	用途	種類	金額(百万円)
福岡県北九州市	事業用資産	建物等	61

(2) 減損損失の認識に至った経緯

2020年4月2日開催の取締役会におきまして、営業店舗である黒崎店の営業を2020年8月17日付にて終了することを決議したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額(百万円)
建物等	57
その他	4
合計	61

(4) 資産グルーピングの方法

独立したキャッシュ・フローを生み出す事業単位を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該単位ごとのグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

各資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、備忘価額まで減額しております。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産等

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
福岡県北九州市他	事業用資産	建物等	159

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループでは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである又はマイナスとなる見込みである事業用資産（サテライトショップ）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額（百万円）
建物及び構築物	132
その他	26
合計	159

(4) 資産のグルーピングの方法

独立したキャッシュ・フローを生み出す事業単位を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該単位ごとのグルーピングを行っておりません。

(5) 回収可能額の算定方法

各資産グループの回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	3百万円	0百万円
組替調整額	2 "	"
税効果調整前	5百万円	0百万円
税効果額	1 "	0 "
その他有価証券評価差額金	3百万円	0百万円
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	58百万円	21百万円
組替調整額	13 "	12 "
税効果調整前	72百万円	34百万円
税効果額	1 "	0 "
退職給付に係る調整額	70百万円	34百万円
<b>持分法適用会社に対する持分相当額</b>		
当期発生額	5百万円	0百万円
その他の包括利益合計	61百万円	32百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,480,495			11,480,495

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,260	178		23,438

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 178 株

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,480,495			11,480,495

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,438	255		23,693

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 255株

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金勘定	4,151百万円	3,928百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50 "	"
現金及び現金同等物	4,101百万円	3,928百万円

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
リース資産	97百万円	118百万円
リース債務	97 "	118 "



(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2.オペレーティング・リース取引(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

長期貸付金及び差入保証金は、店舗、事務所及び駐車場の賃借に伴い差入れたものであり、貸主の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金や借入金は支払期日に支払を実行できなくなる、流動性リスクに晒されています。

なお、当連結会計年度末において、当社グループではデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

長期貸付金及び差入保証金については、担当部署が貸主ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、その他の連結子会社においても同様の管理を行っております。

金利変動リスクの管理

当社では、日常的に管理本部経理・財務部財務担当が当社グループの借入金の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで実施状況の把握・確認を行い、金利変動リスクを管理しております。

流動性リスクの管理

当社では、営業債務である買掛金や借入金について、各部署からの報告に基づき管理本部経理・財務部財務担当が適時に作成・更新する資金繰計画により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,151	4,151	
(2) 受取手形及び売掛金	1,663	1,663	
(3) 長期貸付金	140		
貸倒引当金( )	138		
	2	1	0
(4) 差入保証金	2,143	2,101	42
資産計	7,960	7,918	42
(1) 支払手形及び買掛金	5,045	5,045	
(2) 短期借入金	10,000	10,000	
(3) 長期借入金	10,511	11,164	653
負債計	25,557	26,210	653

( )長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2021年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,928	3,928	
(2) 受取手形及び売掛金	1,511	1,511	
(3) 長期貸付金			
貸倒引当金			
(4) 差入保証金	2,037	1,958	79
資産計	7,477	7,397	79
(1) 支払手形及び買掛金	3,839	3,839	
(2) 短期借入金	10,500	10,500	
(3) 長期借入金	9,177	9,603	426
負債計	23,517	23,943	426

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金並びに(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	4,151					
受取手形及び売掛金	1,663					
長期貸付金	1					138
差入保証金	553	12	15		12	1,549
合計	6,369	12	15		12	1,688

当連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	3,928					
受取手形及び売掛金	1,511					
差入保証金	24	15		12		1,984
合計	5,464	15		12		1,984

(注3)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,000					
長期借入金	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	3,842
合計	11,333	1,333	1,333	1,333	1,333	3,842

当連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,500					
長期借入金	1,333	1,333	1,333	1,333	1,333	2,508
合計	11,833	1,333	1,333	1,333	1,333	2,508

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの  
前連結会計年度(2020年2月29日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	14	2	11
	債券			
	国債			
	その他			
	小計	14	2	11
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式			
	債券			
	国債			
	その他			
	小計			
合計		14	2	11

当連結会計年度(2021年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	13	2	10
	債券			
	国債			
	その他			
	小計	13	2	10
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式			
	債券			
	国債			
	その他			
	小計			
合計		13	2	10

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

前連結会計年度において、有価証券について156百万円(その他有価証券の株式156百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合等に回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当連結会計年度において、有価証券について2百万円(その他有価証券の株式2百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合等に回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しており、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度、確定拠出制度として確定拠出年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、確定拠出年金制度を設けているのは、当社、(株)井筒屋商事及び(株)山口井筒屋の3社であります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,058	947
勤務費用	30	32
数理計算上の差異の発生額	58	21
退職給付の支払額	82	141
退職給付債務の期末残高	947	818

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	947	818
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947	818
退職給付に係る負債	947	818
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947	818

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
勤務費用	30	32
数理計算上の差異の費用処理額	13	12
退職給付制度に係る退職給付費用	44	45

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。



(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
数理計算上の差異	72	34
合計	72	34

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
未認識数理計算上の差異	14	19
合計	14	19

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
割引率	0.0%	0.0%
予定昇給率	0.2～0.3%	0.1～0.2%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度43百万円、当連結会計年度43百万円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
<b>(繰延税金資産)</b>		
貸倒引当金	60百万円	15百万円
賞与引当金	17 "	16 "
ポイント金券引当金	65 "	44 "
資産除去債務	60 "	83 "
退職給付に係る負債	284 "	245 "
商品券回収損失引当金	237 "	236 "
減損損失	100 "	47 "
合併による引継資産に係る評価損	1,883 "	1,883 "
税務上の繰越欠損金(注)2	3,576 "	3,884 "
その他	257 "	181 "
繰延税金資産小計	6,543百万円	6,640百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	3,576 "	3,849 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,842 "	2,146 "
評価性引当額小計(注)1	6,419 "	5,996 "
繰延税金資産合計	123百万円	644百万円
<b>(繰延税金負債)</b>		
その他有価証券評価差額金	1百万円	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	8 "	33 "
合併受入固定資産評価益	359 "	338 "
繰延税金負債合計	369百万円	373百万円
繰延税金資産(負債)の純額	245百万円	270百万円

(注)1. 評価性引当額が423百万円減少しております。この減少の主な内容は、減損損失が減少したこと、将来課税所得見積額の増加等に伴って繰延税金資産を計上したこと等によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			219	6		3,350	3,576百万円
評価性引当額			219	6		3,350	3,576百万円
繰延税金資産							百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)		219	6		3	3,654	3,884百万円
評価性引当額		184	6		3	3,654	3,849百万円
繰延税金資産		35					35百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.0%	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	
持分法による投資損益	4.6%	
住民税均等割額	3.0%	
評価性引当額の増減額	110.1%	
連結子会社清算に伴う影響額	4.3%	
期限切れ繰越欠損金	117.2%	
その他	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3%	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗用物件等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に16年と見積り、割引率は0.00～1.92%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額116百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
期首残高	407百万円	191百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	32 "	"
時の経過による調整額	0 "	0 "
資産除去債務の履行による減少額	183 "	17 "
資産除去債務の戻入による減少額	65 "	12 "
見積りの変更による増加額	"	116 "
期末残高	191百万円	279百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産及び遊休資産を所有しております。2020年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は146百万円(賃貸収益は売上高及び営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費及び営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,707	144	3,562	2,119

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期末の時価は、主として、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産及び遊休資産を所有しております。2021年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は124百万円(賃貸収益は売上高及び営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費及び営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,562	44	3,517	2,120

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期末の時価は、主として、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社グループは事業別の会社を置き、各事業会社は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略に基づき、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは百貨店業及び当該事業会社を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、商品・サービスの内容、販売市場の類似性に基づき、複数のセグメントを集約した上で、百貨店業と友の会事業を報告セグメントとしております。

百貨店業は、衣料品、身回品、雑貨、家庭用品及び食料品の販売並びに食堂・喫茶の経営等を行っております。

友の会事業は、前払式の商品販売の取次を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	百貨店業	友の会事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	66,145		66,145		66,145		66,145
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	579	581		581	581	
計	66,147	579	66,727		66,727	581	66,145
セグメント利益又はセグ メント損失( )	1,502	19	1,482		1,482	180	1,302
セグメント資産	49,120	7,698	56,819	1,142	57,961	7,621	50,339
その他の項目							
減価償却費	1,517	0	1,518		1,518		1,518
減損損失	61		61		61		61
持分法適用会社へ の投資額				1,142	1,142		1,142
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,706	1	2,708		2,708		2,708

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報サービス事業を含んでおりません。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 180百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 7,621百万円は、セグメント間相殺消去であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 減価償却費は、長期前払費用の償却額を含んでおります。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	百貨店業	友の会事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	50,534		50,534		50,534		50,534
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	525	528		528	528	
計	50,537	525	51,063		51,063	528	50,534
セグメント利益又はセグ メント損失( )	205	10	195		195	182	12
セグメント資産	46,697	7,895	54,593	1,197	55,790	7,802	47,987
その他の項目							
減価償却費	1,763	0	1,764		1,764		1,764
減損損失	159		159		159		159
持分法適用会社へ の投資額				1,197	1,197		1,197
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	202		202		202		202

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報サービス事業を含んでおりま  
す。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 182百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 7,802百万円は、セグメント間相殺消去であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	百貨店業	友の会事業	計			
減損損失	61		61			61

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	百貨店業	友の会事業	計			
減損損失	159		159			159



【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 光博	-	-	当社監査役 ㈱北九州銀行 代表取締役 会長	(被所有) 直接 0.0	資金の借入及 び債務被保証	資金の借入 資金の返済	5,460 4,960	短期 借入金	4,960
							担保提供 (注2)	4,960		
							資金の借入 資金の返済 (注1)	586 650	長期 借入金	5,172
							担保提供 (注2)	5,172		
							利息の支払 (注1)	197	その他(流 動資産)	12
							当社グル ープが発 行した前 払式証券 票に対す る被保証 (注1)	2,943		
							保証料の 支払 (注1)	14	その他(流 動資産)	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の借入及び債務被保証については、監査役藤田光博氏が代表権を有する第三者(㈱北九州銀行)との取引であります。資金の借入は、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っております。債務被保証は、当社グループが発行した前払式証券票に対して債務保証を受けており、他の保証機関と同様の一般的な条件で行っております。
- (注) 2 金銭の借入に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は借入債務の期末残高であります。取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 光博	-	-	当社監査役 (株)北九州銀行 代表取締役 会長	(被所有) 直接 0.0	資金の借入及 び債務被保証	資金の借入 資金の返済	6,460 5,960	短期 借入金	5,460
							担保提供 (注2)	5,460		
							資金の借入 資金の返済 (注1)	655	長期 借入金	4,516
							担保提供 (注2)	4,516		
							利息の支払 (注1)	191	その他(流 動資産)	10
							当社グル ープが発 行した前 払式証 票に対 する被 保証 (注1)	3,822		
							保証料の 支払 (注1)	19	その他(流 動資産)	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1 資金の借入及び債務被保証については、監査役藤田光博氏が代表権を有する第三者(株)北九州銀行)との取引であります。資金の借入は、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件で行っております。債務被保証は、当社グループが発行した前払式証票に対して債務保証を受けており、他の保証機関と同様の一般的な条件で行っております。
- (注)2 金銭の借入に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は借入債務の期末残高であります。取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり純資産額	708.21円	720.78円
1株当たり当期純利益	35.75円	9.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	409	111
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	409	111
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
普通株式の期中平均株式数(株)	11,457,114	11,456,982

(重要な後発事象)

資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびにその他資本剰余金の処分について

当社は、2021年4月20日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を決議するとともに、2021年5月27日の第126回定時株主総会に資本金の額の減少およびその効力が発生することを条件としたその他資本剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認されました。

1. 本件の目的

当社の実施する減資や準備金の額の減少は、過去からの累損(過去の欠損金の累計)を解消し、財務体質の健全化を図ることにより、将来の配当の可能性を高めるとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現することを目的としています。

2. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびにその他資本剰余金の処分の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少するとともに、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金および利益準備金の額を減少し、併せて、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の処分をするものです。

(1) 資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

減少する資本金の額

資本金 10,432,168,341円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 10,432,168,341円

効力発生日

2021年7月1日

(2) 資本準備金の額の減少

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

減少する資本準備金の額

資本準備金 10,980,130,142円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 10,980,130,142円

効力発生日

2021年7月1日

(3) 利益準備金の額の減少

利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

減少する利益準備金の額

利益準備金 1,127,023,379円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,127,023,379円

効力発生日

2021年7月1日

(4) その他資本剰余金の処分

上記(1)および(2)による増加後のその他資本剰余金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 21,412,298,483円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 21,412,298,483円

効力発生日

2021年7月1日

(注) 1. 上記2.(2)、(3)の資本準備金および利益準備金の額の減少については、会社法第459条第1項第2号および当社定款第38条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

2. 上記2.(4)のその他資本剰余金の処分については、会社法第459条第1項第3号および当社定款第38条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

3. 日程

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2021年4月20日     |
| (2) 定時株主総会決議日   | 2021年5月27日     |
| ( 資本金の額の減少 )    |                |
| (3) 債権者異議申述公告日  | 2021年5月31日(予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2021年6月30日(予定) |
| (5) 効力発生日       | 2021年7月1日(予定)  |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	10,500	1.467	
短期借入金(1年以内に返済予定の 長期借入金)	1,333	1,333	2.275	
1年以内に返済予定のリース債務	136	131		
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	9,177	7,843	2.275	2022年3月20日～ 2028年3月20日
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)	197	153		2022年3月1日～ 2025年4月29日
計	20,845	19,963		

- (注) 1 「平均利率」は借入金の期末残高の加重平均利率を記載しております。  
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,333	1,333	1,333	1,333
リース債務	69	46	35	2

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	8,915	23,256	36,252	50,534
税金等調整前四半期(当期)純損失( ) (百万円)	803	459	564	353
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (百万円)	836	259	380	111
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	73.05	22.65	33.19	9.73

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	73.05	50.40	10.54	42.92

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,036	3,778
受取手形	11	7
売掛金	1,465	1,323
商品	2,012	1,639
貯蔵品	16	15
その他	451	360
貸倒引当金	0	
流動資産合計	7,994	7,125
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 12,395	1 11,012
構築物	50	43
工具、器具及び備品	551	391
土地	1 24,011	1 24,011
リース資産	166	132
建設仮勘定		11
有形固定資産合計	37,174	35,602
無形固定資産		
リース資産	154	153
電話加入権	35	35
その他	53	48
無形固定資産合計	243	237
投資その他の資産		
投資有価証券	127	108
関係会社株式	81	81
長期貸付金	2 3,249	2 3,285
差入保証金	928	821
繰延税金資産		199
その他	388	358
貸倒引当金	2,741	2,638
投資その他の資産合計	2,033	2,216
固定資産合計	39,451	38,055
資産合計	47,445	45,180

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	41	38
買掛金	4,283	3,211
短期借入金	1, 2 16,233	1, 2 16,733
リース債務	136	131
未払法人税等	109	59
前受金	144	309
預り金	2 2,944	2 3,072
賞与引当金	50	48
ポイント金券引当金	190	129
設備関係支払手形	92	28
その他	2,702	2,532
流動負債合計	26,930	26,296
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 8,473	1 7,240
リース債務	197	153
繰延税金負債	283	
再評価に係る繰延税金負債	2,874	2,874
退職給付引当金	886	794
債務保証引当金	125	85
商品券回収損失引当金	673	637
資産除去債務	178	258
預り保証金	70	67
固定負債合計	13,763	12,111
負債合計	40,694	38,407



(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,532	10,532
資本剰余金		
資本準備金	11,904	11,904
資本剰余金合計	11,904	11,904
利益剰余金		
利益準備金	1,127	1,127
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,561	22,539
利益剰余金合計	21,434	21,412
自己株式	27	27
株主資本合計	974	996
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	9
土地再評価差額金	5,766	5,766
評価・換算差額等合計	5,776	5,776
純資産合計	6,751	6,773
負債純資産合計	47,445	45,180

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	当事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)
売上高	1 58,717	1 43,960
売上原価	1 45,285	1 33,989
売上総利益	13,431	9,971
販売費及び一般管理費	1, 2 12,026	1, 2 9,804
営業利益	1,404	167
営業外収益		
受取利息	1 50	1 48
貸倒引当金戻入益	84	
債務保証引当金戻入益	14	15
固定資産受贈益	117	
協賛金収入	104	12
助成金収入		170
その他	1 479	1 423
営業外収益合計	850	669
営業外費用		
支払利息	1 617	1 597
その他	1 654	1 498
営業外費用合計	1,271	1,096
経常利益又は経常損失( )	983	259
特別利益		
固定資産売却益	5	
特別利益合計	5	
特別損失		
投資有価証券評価損	156	2
固定資産除却損	192	26
減損損失	58	159
特別損失合計	407	187
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	581	447
法人税、住民税及び事業税	19	13
法人税等調整額	243	482
法人税等合計	262	469
当期純利益	319	22

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	10,532	11,904	11,904	1,127	22,880	21,753	27	655	12	5,766	5,779	6,434
当期変動額												
当期純利益					319	319		319				319
自己株式の取得							0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									2		2	2
当期変動額合計					319	319	0	318	2		2	316
当期末残高	10,532	11,904	11,904	1,127	22,561	21,434	27	974	10	5,766	5,776	6,751

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	10,532	11,904	11,904	1,127	22,561	21,434	27	974	10	5,766	5,776	6,751
当期変動額												
当期純利益					22	22		22				22
自己株式の取得							0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									0		0	0
当期変動額合計					22	22	0	22	0		0	21
当期末残高	10,532	11,904	11,904	1,127	22,539	21,412	27	996	9	5,766	5,776	6,773

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、当社において、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～34年

工具、器具及び備品 5年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント金券引当金

ポイント金券の発行に備えるため、当事業年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証引当金

子会社等の財政状況を勘案し、債務超過解消不能見込額を計上しております。

(6) 商品券回収損失引当金

負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

当社は従来、退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は9年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。なお、この変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(耐用年数の変更)

当社は、本店の一部ショップを改装することに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、取り壊し予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益は203百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は203百万円増加しております。

(資産除去債務)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額107百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期は不透明な状況であります。

当社では、固定資産の減損及び税効果会計等におきまして、当該業績への影響が少なくとも2022年2月末ごろまで続くと仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
建物	10,384百万円	9,320百万円
土地	24,010 "	24,010 "
計	34,395百万円	33,331百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
短期借入金	11,233百万円	11,733百万円
長期借入金	8,473 "	7,240 "
計	19,707百万円	18,973百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
長期金銭債権	3,249百万円	3,285百万円
短期金銭債務	7,725 "	7,885 "

3 保証債務

関係会社の銀行借入金に対する債務保証(連帯保証)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
(株)山口井筒屋	803百万円	703百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	1百万円	0百万円
関係会社に対する商品供給高	189 "	199 "
仕入高	930 "	635 "
販売費及び一般管理費	643 "	455 "
営業取引以外の取引による取引高	364 "	354 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
ポイント金券引当金繰入額	160百万円	94百万円
役員報酬及び給料手当	3,610 "	2,969 "
賞与引当金繰入額	50 "	48 "
退職給付費用	81 "	81 "
賃借料	1,034 "	710 "
減価償却費	1,462 "	1,704 "
おおよその割合		
販売費	17.9%	13.5%
一般管理費	82.1 "	86.5 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度(2020年2月29日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	70
(2) 関連会社株式	11
計	81

これらについては、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2021年2月28日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	70
(2) 関連会社株式	11
計	81

これらについては、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	822百万円	791百万円
賞与引当金	15 "	14 "
ポイント金券引当金	57 "	38 "
資産除去債務	53 "	77 "
退職給付引当金	266 "	238 "
債務保証引当金	37 "	25 "
商品券回収損失引当金	202 "	191 "
減損損失	90 "	47 "
合併による引継資産に係る評価損	1,883 "	1,883 "
関係会社株式評価損	889 "	865 "
税務上の繰越欠損金	3,106 "	3,390 "
その他	164 "	116 "
繰延税金資産小計	7,588百万円	7,681百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,106 "	3,355 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,397 "	3,754 "
評価性引当額	7,503 "	7,109 "
繰延税金資産合計	85百万円	571百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	1百万円	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	8 "	31 "
合併受入固定資産評価益	359 "	338 "
繰延税金負債合計	368百万円	371百万円
繰延税金資産(負債)の純額	283百万円	199百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
法定実効税率	30.0%	税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 %	
住民税均等割額	3.3 %	
評価性引当額の増減額	125.5 %	
期限切れ繰越欠損金	136.4 %	
その他	0.2 %	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1 %	



(重要な後発事象)

資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびにその他資本剰余金の処分について

当社は、2021年4月20日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を決議するとともに、2021年5月27日の第126回定時株主総会に資本金の額の減少およびその効力が発生することを条件としたその他資本剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認されました。

1. 本件の目的

当社の実施する減資や準備金の額の減少は、過去からの累損（過去の欠損金の累計）を解消し、財務体質の健全化を図ることにより、将来の配当の可能性を高めるとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現することを目的としています。

2. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびにその他資本剰余金の処分の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少するとともに、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金および利益準備金の額を減少し、併せて、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の処分をするものです。

(1) 資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

減少する資本金の額

資本金 10,432,168,341円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 10,432,168,341円

効力発生日

2021年7月1日

(2) 資本準備金の額の減少

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

減少する資本準備金の額

資本準備金 10,980,130,142円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 10,980,130,142円

効力発生日

2021年7月1日

(3) 利益準備金の額の減少

利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

減少する利益準備金の額

利益準備金 1,127,023,379円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,127,023,379円

効力発生日

2021年7月1日

(4) その他資本剰余金の処分

上記(1)および(2)による増加後のその他資本剰余金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 21,412,298,483円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 21,412,298,483円

効力発生日

2021年7月1日

上記(1)から(4)までが効力を発生した場合、以下のとおりとなる予定です。

	2021年2月末	増減	効力発生後
資本金	10,532,168,341円	10,432,168,341円	100,000,000円
資本準備金	11,904,338,230円	10,980,130,142円	924,208,088円
利益準備金	1,127,023,379円	1,127,023,379円	0円
その他資本剰余金	0円	+ 21,412,298,483円	0円
		21,412,298,483円	
繰越利益剰余金	22,539,321,862円	+ 22,539,321,862円	0円

上表では、本件以外の2021年度の期中の変動要因は含まれておりません。

- (注) 1. 上記2.(2)、(3)の資本準備金および利益準備金の額の減少については、会社法第459条第1項第2号および当社定款第38条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。
2. 上記2.(4)のその他資本剰余金の処分については、会社法第459条第1項第3号および当社定款第38条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 2021年4月20日
- (2) 定時株主総会決議日 2021年5月27日  
(資本金の額の減少)
- (3) 債権者異議申述公告日 2021年5月31日(予定)
- (4) 債権者異議申述最終期日 2021年6月30日(予定)
- (5) 効力発生日 2021年7月1日(予定)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	12,395	148	131 (131)	1,398	11,012	30,784
構築物	50		1 (1)	6	43	355
工具、器具及び備品	551	19	26 (26)	153	391	1,489
土地	24,011 [ 8,640]		[ ]		24,011 [ 8,640]	
リース資産	166	53		87	132	327
建設仮勘定		16	4		11	
計	37,174 [ 8,640]	237	164 (159) [ ]	1,645	35,602 [ 8,640]	32,956
無形固定資産						
リース資産	154	65		66	153	225
電話加入権	35				35	
ソフトウェア	53	6		12	48	16
計	243	72		78	237	241

(注) 1. 当期減少額の( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

2. 当期首残高、当期減少額及び当期末残高の[ ]内は内書きで、土地再評価法に基づく再評価差額金であります。

3. 当期増加の主な内容は次のとおりであります。

建物	サテライトショップ資産除去債務	107百万円
リース資産(無形)	インターネット環境システム	47 "

4. 当期減少の主な内容は次のとおりであります。

建物	サテライトショップ減損損失	131百万円
工具、器具及び備品	サテライトショップ減損損失	26 "

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,741	46	149	2,638
賞与引当金	50	48	50	48
ポイント金券引当金	190	94	155	129
債務保証引当金	125		40	85
商品券回収損失引当金	673	71	107	637

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月28日まで												
定時株主総会	5月中												
基準日	2月末日												
剰余金の配当の基準日	2月末日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り													
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社												
取次所													
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載いたします。そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.izutsuya.co.jp/">http://www.izutsuya.co.jp/</a>												
株主に対する特典	毎年2月末日および8月31日現在100株以上を所有する株主に対し、下記の基準によりお買物優待券を発行し、お買物1回(本券1枚ごと)につき、お買上高(税込み)の7%の割引を行います。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td></td> <td>50枚</td> </tr> </table> 毎年2月末日および8月31日現在100株以上を所有する株主に対し、インターネットを利用した当社が運営するウェブサイト上でのお買物1回につき、お買上高(税抜き)の7%の割引を行います。	100株以上	300株未満	10枚	300株以上	500株未満	20枚	500株以上	1,000株未満	30枚	1,000株以上		50枚
100株以上	300株未満	10枚											
300株以上	500株未満	20枚											
500株以上	1,000株未満	30枚											
1,000株以上		50枚											

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

親会社等に該当するものではありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度（第125期）（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年5月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第125期）（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年5月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第126期第1四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月13日関東財務局長に提出。

第126期第2四半期（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）2020年10月13日関東財務局長に提出。

第126期第3四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 第125期有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年6月4日関東財務局長に提出。

（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年7月8日関東財務局長に提出。

（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年9月10日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年5月29日関東財務局長に提出

#### (6) 臨時報告書の訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権の結果）の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書

2020年10月13日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月27日

株式会社 井筒屋  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金 子 一 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 英 治

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社井筒屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社井筒屋及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月20日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を決議するとともに、2021年5月27日の第126回定時株主総会に資本金の額の減少およびその効力が発生することを条件としたその他資本剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切

な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社井筒屋の2021年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社井筒屋が2021年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社 井筒屋  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 英 治

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社井筒屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの第126期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社井筒屋の2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月20日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を決議するとともに、2021年5月27日の第126回定時株主総会に資本金の額の減少およびその効力が発生することを条件としたその他資本剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適

切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。